高浜市

第2次地域福祉計画

~つながり、支えあい、安心のしくみづくり~

平成21年8月 愛知県高浜市

高浜市第2次地域福祉計画

第1章	第2次地域福祉計画策定の考え方1
第1節	第 1 次地域福祉計画の継承 1
	第1次地域福祉計画からの学び1
	高浜福祉の到達点
第2節	第2次計画の目標と位置づけ6
	計画の目標6
	計画の位置と計画期間
第2章	第2次地域福祉計画の策定方法 15
第1節	第2次計画の策定プロセスと策定体制15
	第2次計画の策定方法15
	第2次計画の策定体制16
the other	
	第1次計画の評価
	第1次計画の評価方法
	第1次計画の評価結果
3	第1次計画の評価から見える課題24
第3節	計画に盛り込むべき課題ーテーマ別意見交換会から25
(計画の	の体系)32
第3章	重点的に実施するリーディングプラン 35
tota a tota	
	計画の体系
	地域福祉推進の基盤づくり
	地域の福祉力の向上
	福祉の地域力の向上
D	計画の推進力の向上37
第2節	リーディングプランの推進38
	地域福祉推進の基盤づくり38
	A-1 ふくしまちづくり広場(仮称)といきいき広場の連携による総合的なサービス提供の実現
	A-2 「安心生活応援プラン」のための基盤づくり41
В	地域の福祉力の向上43
	B-1 地域住民の意識高揚に向けた取組み
	B-2 要援護者支援ネットワークの推進(災害時を含めた声かけ・見守り活動の推進)
	B-3 地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり48
С	福祉の地域力の向上49
	C-1 福祉専門職の地域福祉への参画

	D	計画の推進力の向上	57
	D-	-1 計画推進体制の確立	57
	D-	-2「地域計画」との連携	59
資料	纠編·		61
1	高浜	市地域福祉計画策定委員会設置要綱	61
2	名簿		63
	(1)	地域福祉計画策定委員会	
	2	テーマ別意見交換会	64
		庁内横断的検討委員会	
3		福祉推進のためのテーマ別意見交換会報告書	
	1	多様な主体による福祉活動の促進と協働による課題解決の仕組みづくりについて	
	2	地域福祉推進のための福祉専門機関の役割(基盤強化)について	
	3	要援護者の声かけ・見守り活動等について	78
4	用語	集	82

第1章 第2次地域福祉計画策定の考え方

第1節 第1次地域福祉計画の継承

1 第1次地域福祉計画からの学び

平成15年3月に策定された第1次地域福祉計画(以下「第1次計画」という。) の策定過程における基本スタンスは、従来のような行政主導により策定する計画 ではなく、いかにして住民を巻き込んだ住民主導の計画にするかということでした。

本市では、高齢者や障がい者といった当事者や将来のまちづくりを担う子どもたちが参加する「168人(ひろば)委員会」を立ち上げ、ワークショップにより住民自らで課題を見つけ出し「活動」をしていく場を設けました。そして、参加した住民が自主的に会議を運営し、従来の形式的といわれる会議から脱却した徹底した住民参加、住民主導で計画策定にあたりました。そして、最大の特徴は、計画策定自体を地域福祉の「活動」と捉え、自分たちのまちの地域福祉の現状を振り返り、現状を認識する中で策定された手づくりの計画でありました。

第1次計画では、「みんなで作ろう、心のひろば、支えあいのひろば」を基本 理念として、

- 地域福祉の「活動ひろば」づくり ~ (戦編を育てる) 主体がくり~
- 地域福祉サポートサービスの開発・利用 ~ (地域生活を支える) 性組みづくり~
- 福祉でまちづくり ~ (地域社会を育てる) 体制づくり~

などに取組んできました。

第2次地域福祉計画(以下「第2次計画」という。)は、第1次計画の後を受ける計画であることから、第1次計画の良し悪しをどう活かしていくのか、今後の高浜の地域福祉をどのように進めるべきかを踏まえて策定にあたりました。とりわけ、第1次計画においては、計画の進行管理が不十分であったため、第2次計画においては、進行管理を重視することが必要となりました。

2 高浜福祉の到達点

(1) 高浜の「福祉でまちづくり」への歩み

表1 高浜の「福祉でまちづくり」に向けたプロセス

rn.				個性でよりラくり」に向りたノロビス	
段	階	年 月		<u>実施内容</u>	
第1段階	- 高齢者介護中心のまちづくり	平成 2 年 平成 4 年 平成 7 年 平成 8 年 平成 11 年 平成 12 年	4月 8月	「ゴールドプラン」(高齢者保健福祉推進十か年戦略) スタートホームへルパー養成研修スタート(社会福祉協議会主催)特別養護老人ホーム「高浜安立荘」設立県立高浜高校に福祉科設置いきいき広場オープン(再開発ビル2F)日本福祉大学高浜専門学校を誘致(再開発ビル3F)宅老所「じい&ばあ」「いっぷく」「あっぽ」オープン介護保険制度スタート地方分権一括法の施行「高浜市高齢者権利擁護憲章」の制定	
	יי	平成 12 年	10 月	宅老所「こっこちゃん」「悠遊たかとり」オープン	
		, , , , ,		ものづくり工房「あかおにどん」オープン	
	Life	平成 13 年	2月	高浜市地域福祉計画策定に着手	
	地域福祉計		7月	168人(ひろば)委員会の活動スタート	
	福		10 月	IT工房「くりっく」オープン	
	祉計	平成 14 年	7月	親子よろこびの広場「高浜いちごプラザ」オープン	
			10 月	碧海5市合併協議会の設置を否決	
	画を通じた障		11月	サロン「赤窯」オープン 全世代楽習館完成	
	世じ	平成 15 年	2月	構造改革プロジェクトチームを発足	
	た		3 月	高浜市地域福祉計画策定	
第	厚 が		8月	みんなの居場所「ふれあい・だんらん」特区認定	
第2段階	٧V		9月	居住福祉のまちづくり条例制定	
階	者・		11月	地域内分権検討委員会を発足	
	・子ども			「たかはま子ども市民憲章」の制定	
	£.		12月	障害者地域生活支援施設「みんなの家」完成	
	の	平成 17 年	3 月	構造改革推進検討委員会報告書	
	福			高浜南部まちづくり協議会設立	
	祉へ		4月	「中高生サロン『バコハ』」の設置	
	0	平成 18 年	2月	高浜南部ふれあいプラザオープン	
	拡大		4月	カフェ&ベーカリー「ふるふる」オープン	
				障害者自立支援法の施行	
	ま住	平成 19 年	3月	吉浜まちづくり協議会設立	
	まちづ,			在宅・長寿の我がまちづくりプラン策定	
第3	く治			未来志向研究プロジェクト調査・研究	
	りに	·	10月	小規模多機能型居宅介護事業所(社会福祉協議会)開設	
第3段階	よる	平成 20 年	3月	翼まちづくり協議会設立	
階	(/)		4月	まちづくり協議会特派員制度スタート	
	展開祉		8月	高取まちづくり協議会設立	
	州祉で	→ 5		第2次地域福祉計画策定着手	
		平成 21 年	5月	高浜まちづくり協議会設立	

市では「福祉でまちづくり」の実現に向け、平成2年に打ち出された「ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進十か年戦略)」を出発点とし、福祉への本格的な取組みをはじめ、さまざまな取組みを行ってきました。その取組みは、プロセスの内容により3つの段階に分けることができ、段階ごとにその広がりをみることができます(図1参照)。



図1 高浜の「福祉でまちづくり」に向けたプロセス

1) 第1段階: 高齢者介護中心のまちづくり(平成2年度~平成12年度)

第1段階では、平成4年度にスタートしたホームへルパー養成研修や県立 高浜高校への福祉科の設置、さらには、日本福祉大学高浜専門学校の誘致に より、将来、高浜の福祉の担い手となる福祉人材の育成に力を注いできまし た。育成された福祉人材はボランティアグループとして、宅老所「じい&ばあ」 をはじめとした5つの宅老所の運営に携わり、地域における高齢者福祉サー ビスの担い手として福祉の推進役として活躍しています。同時に、特別養護 老人ホームなどといった高齢者介護の基盤整備に取り組むとともに、平成8 年度には、福祉の総合拠点となる「いきいき広場」を整備し、住民への福祉 のワンストップサービスの実現や住民の福祉に対する意識向上を図ってきま した。

いわゆる、トップダウン型により高齢者介護施策の展開が図られる中、職員の意識改革をもたらすとともに、平成12年度の介護保険制度の施行や、独自に開始したサービスなど、地域における福祉サービスの提供基盤の充実を図ってきました。

一方、平成12年4月に施行された地方分権一括法により、地方自治体においては、分権時代における住民と行政の関係の新たなあり方として、「自助、共助、公助」という考えをお互いが理解し合い、その考え方を基本に捉えた協働作業の機会をいかに広げていくかということが問われることとなりました。

2) 第2段階:地域福祉計画を通じた障がい者・子どもの福祉への拡大(平成 13年度~平成18年度)

第2段階では、ボトムアップ型ともいえる住民と行政の新しい取組みが始まりました。平成12年度に、本市が全国社会福祉協議会から地域福祉計画策定モデル地域として指定を受け、平成14年2月にモデル計画を策定し、この内容を補強、充実したものとして、平成15年3月に第1次計画を策定しました。行政主導から住民主体の計画づくりを目指し、住民組織として「168人(ひろば)委員会」を立ち上げ、計画活動を推進してきました。その活動は、障がいのある方やその保護者の居場所である障害者地域生活支援施設「みんなの家」や中学生・高校生の居場所である「バコハ」、「たかはま子ども市民憲章」、「居住福祉のまちづくり条例」などを生み出しました。

また、地方分権の流れの中、平成14年に周辺自治体との合併が協議されましたが、実現には至らず、基礎自治体として市の自立的な運営が求められることとなりました。市では、庁内に「構造改革プロジェクトチーム」を設置し、持続可能な自立した基礎自治体の確立に向けた検討を開始しました。その中で、「地域でできることは地域で」をテーマとした新たな住民自治組織に対する地域内分権化の推進を図るため、第1次計画で培った「住民力」と「職員力」を活かし、平成17年3月に高浜南部まちづくり協議会が設立しました。この協議会では、平成18年4月に、チャレンジドが働くカフェ&ベーカリー「ふるふる」がオープンし、地域住民の支えあいによる運営が行われています。

このように、第1次計画を通じ、障がいや子どもの福祉への拡大へと展開 してきました。

3) 第3段階:住民自治による「福祉でまちづくり」への展開(平成19年度 ~現在)

第3段階では、2つ目のまちづくり協議会として「吉浜まちづくり協議会」が設立され、"住民自治"を基軸とした「福祉でまちづくり」が展開されることとなります。平成21年5月、全ての小学校区において、まちづくり協議会が設置されました。また、平成20年4月には、地域住民と行政がまちづくりの対等なパートナーとして、地域課題の解決に向けて協議・検討・実践するため「まちづくり協議会特派員制度」を創設し、協働によるまちづくりを展開しています。

(2) 高浜の「福祉でまちづくり」への課題

これまでの「福祉でまちづくり」への参加は、すでに地域福祉に関わっている住民や職員といった範囲に限定されていたことは否めません。しかし、今後の地域福祉の推進のあり方を考えた場合、障がい者施策として結びつきが出始めている地元企業や地域の商店の参加を積極的に促すことが必要です。また、社会福祉施設などの基盤づくりを推進してきたにもかかわらず、福祉専門職といった福祉のスペシャリストが実施する「地域福祉」が見当たりません。本格的で組織的な参加が必要です。さらに、これからの「福祉でまちづくり」を展開するためには、まちづくり協議会などのまちづくりの主体を応援し、福祉との接点を持ち、その関係を深めることが求められます。

一方で、誰もが安心して豊かに生活できるまちづくりを進めるためには、健康づくりといった視点も欠かすことができません。今後、高齢化や核家族化が一層進む中で、健康づくりを推進していくためには、自己努力はもとより、地域の力と行政の力が一体となり、住民一人ひとりが互いに支えあう環境を構築することが必要となります。

第2節 第2次計画の目標と位置づけ

1 計画の目標

(1)基本理念

第1次計画では、「みんなで作ろう、心のひろば、支えあいのひろば」を基本理念に掲げ、「みんなで作ろう」に代表されるように、住民参加による計画策定のプロセスを重視しました。第2次計画においては、現在、本市が取り組んでいる住民自治による「福祉でまちづくり」への展開(第3段階)をさらに発展させるため、上位計画にあたる「第5次高浜市総合計画」の基本理念のひとつである「安心と人が支えあうまち」を踏まえ、今後求められる福祉専門職の地域への関わりの強化や新たなしくみやしかけによる「安心」を追加し、「つながり、支えあい、安心のしくみづくり」を基本理念として地域福祉の推進に取り組みます。

第1次計画

「みんなで作ろう、心のひろば、支えあいのひろば」



第2次計画

「つながり、支えあい、安心のしくみづくり」

(2)推進目標

第2次計画においては、本計画をより効果的に推進し、基本理念の実現を図る ため、次のような推進目標を設定します。

1) 身近な生活課題への対応(「安心生活応援プラン」の実現)

第1次計画の策定を通じ、住民が主体となった地域福祉の取組みが展開されるとともに、介護保険、障がい者福祉といった公的な福祉サービスについても充実を図ってきました。

しかし、依然として、地域においては、一人暮らし高齢者や障がい者等のゴミ出し、電球の交換といった地域で生活している人にしか見えないような生活課題や、公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題、例えば、一つの世帯で、要介護の親と障がいの子がいたり、

DV (ドメスティックバイオレンス)の被害に遭っている母親と非行を行う 子どもがいるといった複合的な問題を抱える家庭に対し、必要なサービスを 適切に組み合わせて提供できていないという問題もあります。

これらの課題の解決のためには、住民一人ひとりが生活課題に対する問題 意識をもち、解決に向けて、行政と地域が協力して取り組むという新たな支 え合いのしくみが必要です。こうした活動によって、地域における人と人と のつながりを強め、地域の安心へとつながるものと考えられます。

このような「新たな支えあい」による地域福祉を実現するためには、「住民の意思を反映できる仕組み」や「地域の生活課題発見のための方策」、「情報共有や活動拠点、核となる人材など地域福祉を推進するための環境」などが必要となります。

本市においては、こうした地域福祉推進のための活動の基盤づくりを行うとともに、地域で発見された身近な生活課題を解決するためのシステムづくりに取り組んでいきます。

2) 地域福祉が進むための環境づくり

平成20年3月31日に示された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書では、地域における「新たな支え合い」として、公的な福祉サービスだけでは支えられない生活課題に対する「共助」の領域拡大・強化や行政の役割について提唱されています。この「新たな支え合い」の構築に向けては、地域で生活する住民が抱えるさまざまな福祉課題を解決するために、地域住民の参加のもと、地域におけるさまざまな社会資源を活用して、サービス提供や支援をしていくことが求められます。

そのためには、公的サービスの充実のみならず、行政が責任をもって、住民による地域福祉活動と公的な福祉サービスとの「つながり」、住民と今まで関わりが少なかった福祉専門職との新たな「支えあい・つながり」、従来の地域福祉活動と新たなまちづくり組織との「支えあい・つながり」などといった、地域におけるさまざまな社会資源の間で人やサービスなどが協働するしくみ、いわゆる地域福祉が進むための環境のしくみづくりに取り組むことが必要です。

そこで、高浜版の「地域福祉が進むための環境づくり」を考えたとき、その方 向性として次の4点が掲げられます。

① 地域福祉と社会福祉の制度的な取組みの連携

公的な福祉サービス拠点である「いきいき広場」だけでは、生活福祉課題の解決は困難であることから、行政が責任をもって、地域福祉の基盤づくりとして、新たに地域福祉活動を推進するための拠点となる「ふくしまちづくり広場(仮称)」づくりに向けた検討を行います。さらに、既存の「いきいき広場」との連携による総合的なサービス提供の実現を図ります。

② まちづくり協議会における地域福祉の展開

第1次計画を住民主体で策定する中で、住民自治により地域活動を実施していくという動きが芽生え、小学校区ごとにまちづくり協議会が立ち上がりました。

今後は、民生・児童委員、いきいきクラブなどの各団体や、行政・社会福祉協議会との一層の連携を図るとともに、福祉専門機関との連携や福祉専門職がまちづくり協議会に積極的に参加することにより、まちづくり協議会での地域福祉の推進を図ります。

③ 地域の福祉力と福祉の地域力との連携

第1次計画の「住民参加」の流れから生まれた「地域の福祉力」をさらに発展させるためには、新たな層の地域福祉への参加を促すとともに、「福祉の地域力」を高めることも必要です(図2参照)。

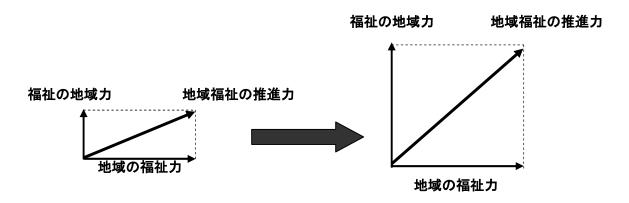


図2 地域福祉の推進力の向上

そこで、子どもや若い子育て世代といった地域住民の地域福祉への参加を促進し、「地域の福祉力」の向上を図ります。さらに、福祉専門機関が地域福祉活動へ参加をするとともに、福祉専門職が地域に関心を持ち、積極的に関わり、住民と相互理解ができるステージを設け、福祉専門職が持つ「福祉の地域力」を活かし、バランスのとれた地域福祉の推進を図ります。

図2は、「地域の福祉力」と「福祉の地域力」が相互に連携し、向上することにより「地域福祉の推進力」に繋がることを意味しています。

④ 計画策定と進行管理の循環

計画を具現化するためには、どの主体が何をするかといった責任主体を明確にするとともに、計画の進行管理を行う機関についても設置する必要があります。

持続可能な体制を確立し、計画の実現性をより高めるためにも、計画策定に携わった関係者が、計画の進行管理にも携わり、さらに次の計画策定へつなげるといった循環システムの確立を図ります。また、まちづくり協議会が策定する「地域計画」を応援するため、その計画内容に対応できるように、第2次計画の内容の見直しや改善を行います。

3) 重層的な地域福祉の展開

第1次計画では、市全体をひとつの「地域福祉圏域」と設定し、「いきいき広場」を活動拠点として地域福祉を推進してきました。現在では、まちづくり協議会の活動にみられるように、小学校区をひとつの単位として多様な活動が展開されています。

第2次計画では、市全体を3つの層(第1層:市全域、第2層:小学校区、第3層:町内会)に分け、「地域福祉圏域」を重層化します(図3参照)。そして、その特性に応じた地域福祉を基本としつつ、それぞれの層に応じた地域福祉の推進を展開し、さらに、各層が相互に連携することによる地域福祉推進の相乗効果へとつなげます。

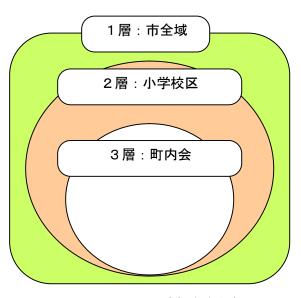


図3 3つの地域福祉圏域

① 第1層(市全域)

平成20年3月31日に示された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書では、公的な福祉サービスと住民により地域で発見された問題がつながるためには、行政側でも分野を限定せず、一本化した窓口の設置や複数のサービスを一体的に提供する仕組みが必要と指摘されています。

このことから、地域福祉を円滑に進めるため、既存の「いきいき広場」に加え、人材発掘・育成、交流促進、情報収集・発信を一元化する総合的な拠点及び活動拠点づくりに向けた検討を行います。

② 第2層(小学校区)

誰もが住み慣れた地域で、いきいきと安心した生活を実現するためには、地域福祉を推進していくことが重要となります。地域福祉を推進していくためには、地域住民の一人ひとりが地域福祉に対する理解を深め、地域の課題を見いだし、解決していくことのできる力を身につけ、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

そこで、平成21年5月をもって、全ての小学校区に「まちづくり協議会」が立ち上がったことにより、民生・児童委員やシルバー人材センターなどの各団体や行政・社会福祉協議会との一層の連携を図り、各まちづくり協議会での地域福祉の推進を図っていきます。

③ 第3層(町内会)

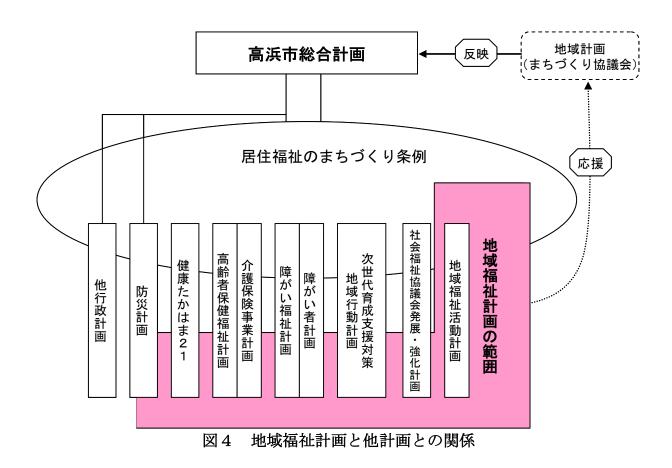
住み慣れた地域で、より安心して住み続けられるためには、住民生活に最も 身近な町内会での主体的な地域福祉の推進を展開していく必要があります。そ のためには、個別の生活課題に注目しながら、地域全体の課題にしていく視点 と支援、また地域住民の参加による積極的な活動が重要となります。

行政や福祉専門職においても、こうした地域福祉の推進を円滑に進めるため に必要な情報が確実に届くような町内会との関係づくりに向けた取組みを行い ます。加えて、隣近所の交流や同じ境遇の人たちが集い語り合い、学びあえる ような場づくりの推進を図るため、老人憩の家や宅老所、町内会館といった地 域資源をネットワークづくりの場として活用するための検討を行うなど、町内 会活動の支援に努めます。

2 計画の位置と計画期間

(1)計画の位置

この計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地方自治法第2条第4項の基本構想(高浜市総合計画)の地域福祉を推進するものとして位置づけます。また、「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」「障がい者福祉計画」「次世代育成支援対策地域行動計画」「健康たかはま21」など、分野別計画における地域福祉の具体的な施策の展開を束ねる土台を作るとともに、「福祉でまちづくり」の架け橋となる役割を持ちます(図4参照)。



「高浜市居住福祉のまちづくり条例」においても、社会福祉協議会との協働による地域福祉の推進が求められているなど、地域福祉計画は、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的な関係にあることが重要です。第2次計画においては、社会福祉協議会が重点的に推進する取組みについて、別途「第2次地域福祉活動計画」として策定するのではなく、行政の地域福祉計画に含める方法で策定します。

また、社会福祉協議会では、地域福祉の推進役として地域福祉活動を進める基盤を強化するため、「社会福祉協議会発展・強化計画」を策定します。

さらに、各まちづくり協議会で策定する「地域計画」は、地域のまちづくりを 推進していくための指針となるものであることから、まちづくり協議会における 取組みと地域福祉計画における取組みとが整合性を持ち、相互に関連しあいなが ら実施されることが重要です。こうしたことから、まちづくり協議会が策定する 「地域計画」を応援するため、その計画内容に対応できるように、第2次計画の 内容の見直しや改善を行います。

(2)計画の期間

この計画は、平成21年度から26年度までの6か年計画とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化などを踏まえ、必要な場合には本計画の見直しを図ります。

主な関連計画 17 年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 第6次(平成 23 年度~) 第5次(平成 13~22 年度) 高浜市総合計画 地域計画(平成23年度~) 各まちづくり 協議会が策定 地域福祉計画 第1次(平成15~19年度) 準備期 第2次(平成21年度~26年度) 地域福祉活動計画 第1次(平成15~19年度) (社会福祉協議会) 発展•強化計画 第1次(平成 22 年度~26 年度) (社会福祉協議会) 第2次(平成15~19年度) 第3次(平成 20 年度~26 年度) 障がい者計画 障がい福祉計画 I (平成 18~20 年度) Ⅱ(平成 21~23 年度) Ⅲ(平成 24~26 年度) 高齢者保健福祉計画 Ⅲ(平成 18~20 年度) Ⅳ(平成 21~23 年度) V(平成 24~26 年度) 介護保険事業計画 次世代育成支援対策 前期(平成 17~21 年度) 後期(平成 22~26 年度) 地域行動計画 第2次(平成 23 年度~) 第1次(平成15~22年度) 健康たかはま21

表 2 高浜市の各計画の計画期間

第2章 第2次地域福祉計画の策定方法

第1節 第2次計画の策定プロセスと策定体制

1 第2次計画の策定方法

第1次計画においては、「168人(ひろば)委員会」だけが計画活動の推進 母体でした。しかし、第2次計画においては、地域住民に加えて、新たに福祉専 門職やまちづくり協議会などといった推進主体が計画活動に参加するとともに、 評価活動も計画活動のひとつとして策定しました。

表3 計画策定までの準備段階と計画策定プロセス

年度	事項	内 容		
19	『計画を考える会』 全体会①(5/17)	まちづくり協議会に関する地域政策グループヒアリング 1次計画の波及と行政政策から見るインパクトについて		
	『計画を考える会』 全体会②(6/13)	・ 地域福祉計画の目的・性格・方法について ・ 2次計画の方向性について		
	『計画を考える会』 全体会③(7/13)	地域アプローチの方向として「これからの地域福祉のあり方検討会報告」の検討 地域福祉計画の範囲について 計画への参加の形について 「いきいき広場」の発展について		
	評価活動①	 1次計画ひろば委員会委員へのヒアリング 福祉専門職へのヒアリング (社会福祉協議会ホームヘルパー・社会福祉協議会みどり学園・保健福祉G保健師・地域包括支援センター保健師) 南部・吉浜まちづくり協議会へのヒアリング 		
	評価活動②	● 1次計画事業の自己評価		
20	評価活動③	● 1次計画事業関係部署に行われた調査書からの課題分析● 地域懇談会報告書から課題整理		
	地域福祉計画研究会 (4/15)	地域福祉とまちづくりに関する横断的検討会 (参加者:庁内横断検討委員会・まち協特派員)		

年度	事項	内 容		
	庁内横断的検討委員 会(4月)	・これまでの地域福祉の取組み・第1次計画の評価・これからの地域福祉の取組み・第2次計画のイメージ		
20 ~ 21	「福祉でまちづくり」セ ミナー(8/3)	・ミニ講演「福祉でまちづくりー住民参加と協働のすすめー」 (日本福祉大学 原田正樹氏) ・ミニシンポジウム 「福祉でまちづくり現場生トークショー 一障がいのある方の地域生活の視点からー」 パ ネラー: 当事者組織・施設職員(専門職)・行政 障がい者の施設は貴重な「資源」であり、住民と専門家がどう 協力するか、その基盤を行政がどう作っていくか、ということ が 2次計画の大きなテーマ		
	意見交換会(ワーキン ググループ)開催 (※各意見交換会の 詳細は資料編)	3つの意見交換会 ① 多様な主体による福祉活動の促進と協働による課題解決の仕組みづくり ② 地域福祉推進のための福祉専門機関の役割(基盤強化) ③ 要援護者の声かけ・見守り活動等		
	策定委員会	③ 要援護者の声かけ・見守り活動等 ○第1回(4/27) ・委員長及び副委員長の選出 ・第2次計画の策定体制について ・意見交換会からの報告 ・第2次計画の事務局案について ・今後のスケジュールについて ○第2回(6/23) ・第2次計画素案について ・パブリックコメントについて ○第3回(7/21) ・パブリックコメントの結果について ・第2次計画最終案について		
	パブリックコメント	実施期間 平成21年7月1日から8日まで		

2 第2次計画の策定体制

第2次計画の策定にあたっては、「行政・社会福祉協議会評価チーム」による 第1次計画の分析・評価を踏まえ、3つのテーマ別意見交換会を設置し、そこか らの意見を十分に反映し、地域福祉計画策定委員会において、内容の検討を行い ました。

意見交換会では、福祉専門職が「高齢」「障がい」「子ども」といった分野別の 垣根を越えた計画活動が行われ、また、5つのまちづくり協議会の防犯・防災担 当が同じステージに立ち、情報共有や情報交換などが実施されるなど、第1次計 画と比較し、バージョンアップした体制で計画活動が行われました。

策定委員会

○構成メンバー

(公募市民・学識経験者・地域福祉実践者・テーマ別意見交換会代表者 など)





地域福祉推進のためのテーマ別意見交換会

第1意見交換会

「多様な主体による福祉活動 の推進と協働による課題解決 の仕組みづくりについて」

> リーダー サポーター

第2意見交換会

「地域福祉推進のための福祉 専門機関の役割(基盤強化) について」

> リーダー サポーター

第3意見交換会

「要援護者の声かけ・見守り 活動等について」

> リーダー サポーター

運営支援

<u>庁内横断的検討委員会</u>

○構成メンバー

- 福祉部(地域福祉G・介護保険G・保健福祉G・まちづくり協議会特派員)
- ▶ 地域協働部(生活安全G·地域政策G)
- ▷ こども未来部(子育て施設G・こども育成G)
- ▶ 教育委員会(学校経営G)
- > 社会福祉協議会

<u>いきいき広場地域福祉計画プロジェクト</u> (事務局)

〇構成 地域福祉G·社会福祉協議会

【役割】

L 17	
策定委員会	 計画の内容を審議する(中間素案・原案の審議) テーマ別意見交換会からの意見や提案を尊重する 意見交換会にフィードバックする パブリックコメントの実施
第1·第2·第3 意見交換会	検討テーマに沿って議論するメンバー(行政・社会福祉協議会)は協議内容を所属部署に持ち帰り検討する策定委員会からの検討事項を協議する
庁内横断的 検討委員会	テーマ別意見交換会に行政・社会福祉協議会の一員として参加する中間素案・原案の作成
いきいき広場 地域福祉計画 プロジェクト	● 策定委員会・意見交換会等の運営● 中間素案・原案のたたき台の作成事務的な対応

図5 第2次地域福祉計画の策定体制

第2節 第1次計画の評価

1 第1次計画の評価方法

第1次計画の評価については、日本福祉大学と連携をし、168人(ひろば) 委員会の委員、福祉専門職である保健師、地域包括支援センター職員、社会福祉 協議会のホームヘルパーや、まちづくり協議会などの関係者に対し、ヒアリング を実施するとともに、庁内においても同様に調査を行いました。

検証においては、次の3つの視点をポイントに実施しました。

- ①「計画の実行体制」
 - →計画の進行管理と社会福祉協議会との役割分担
- ②「計画における重点項目の実現度と今後の必要性」
 - →みんなの家などの実験事業とボランティアひろばセンターの活動状況や いきいき広場の拠点性、総合性の向上
- ③「計画目標の実現度」
 - →職員のスキルアップと住民力の向上、計画策定の波及効果

①行政・社会福祉協議会評価チームによる自己評価と分析

方法	地域福祉グループと社会福祉協議会の職員(5名)により1次計画の事業について 進捗を評価
課題	 ↓ 1 次計画で根づき始めた従来型の地域福祉活動の広がり ・ 活動支援のあり方(活動の活性化や担い手づくりの工夫) ・ 地域の多様な民間事業者との連携(施設・企業・商店など) ・ 情報交換や学習の場 ・ ボランティアひろばセンターの運営管理 ◇ 行政・社会福祉協議会を含めた福祉専門職の地域へのかかわり強化 ・ 地域包括支援センターの機能・役割の強化 ・ 専門性の確保と人材育成 ・ 新しい組織まち協との関係づくり ・ 災害弱者への対応 ・ 社会福祉協議会の基盤強化

②計画関連部署への事業調査分析 (評価シートによる調査)

方法	いきいき広場の所管事業分析(地域福祉G・保健福祉G・介護保険G・社会福祉協議会)
	◇ 組織体制の問題
	・ 専門性の発揮と研修による専門性の向上
	・ 福祉のタテワリからヨコの連携へ
	◇ 事業内容の問題
=885	・ 事業の開発と財源確保
課題	・ 事業のスクラップ&ビルド
	◇ 関係機関のネットワーク
	・ 地域包括支援センターの機能強化
	・情報の共有
	・ 地域団体との連携と協働

③ヒアリングによる評価・分析(168人(ひろば)委員会メンバー・まちづくり協議会・福祉専門職)

方法	対象者:第 1 の子どもグループを除いた他グループの中心メンバー5 人
ALC	南部まち協・吉浜まち協の事務局職員
	◇ 活動する人の問題
	・ 活動の持続を支援するしくみ
	・ 活動する人の相談窓口
	・ 情報交換や活動の活性化のための場
	・ 人材の育成
	・ 地域ボランティアの育成
	・ 町内会や民生・児童委員など地縁組織との連携
課題	・ 人材の育成(核となる人)
	◇ 進行管理の問題
	・ 行政・社会福祉協議会との連携やネットワーク
	・ 活動への条件整備
	・ 支援の基盤整備
	・ 財源の確保(支援のしくみ)
	・ 参加できる環境の整備
	・ 行政支援の工夫

2 第1次計画の評価結果

(1) 第1次計画の5年間の変化と概要

第1次計画策定後の5年間の地域の変化を比較してみると、人口をはじめ、世帯数や高齢化率など、着実に伸びていることがわかります。人口については、吉浜、翼、高取小学校区において、高い伸びを示しており、その主な理由としては宅地開発事業による持家化が考えられます。また、翼小学校区においては、若い世代の居住が進んでいるため、年少人口の増加にもつながっています。

外国人数についても、人口比で2.1%と高い伸びを示しており、身近な地域で共に生活をする機会が増えていることがわかります。

平成15年 平成20年 項目 比 較 総人口 40,273人 44,703人 4,430人(11.0%)增 世帯数 14,162世帯 16,880世帯 2,718世帯(19.2%)増 7, 419人 高齢者数(65歳以上) 6, 342人1,077人(17.0%)增 (対人口比) (15.7%)(16.6%)(0.9 ポイント増) 7,625人 6,936人 年少者数(14歳以下) 689人(9.9%)增 (対人口比) (17.2%)(17.1%)(0.1 ポイント減) 1, 347人 2, 436人 外国人数 1,089人(80.8%增) (対人口比) (2.1 ポイント増) (3.3%)(5.4%)人口増加の 吉浜小学校区の呉竹町・小池町・八幡町 顕著な地域 翼小学校区の神明町・湯山町 約 15~20%増加 高取小学校区の向山町・論地町

表4 平成15年から20年の地域の変化

第1次計画策定後、地域での活動はさまざまな広がりを見せています。次の表は、この間、どのような広がりをみせたのか、市や社会福祉協議会としてどのような支援を行ってきたのかを示した表となります。

^{※.} 数字については、10月1日現在。(ただし、平成20年の外国人数は平成21年7月現在)

表5 第1次地域福祉計画による5年間の成果

項目	主な内容		
	① 宅老所・IT工房等のNPO法人による運営		
	② ボランティアひろばセンターの設置運営		
地域活動の広がり	③ 地域型ボランティアセンター「ちょっこらや」の設置運営		
地域心動の私が	④ 当事者組織「みんなの家」の活動		
	⑤ 中高生の居場所「バコハ」の整備		
	⑥ まちづくり協議会の設置		
	① ボランティアひろばセンターの運営		
	② 「CAPプログラム」の実施		
社会福祉協議会の活	③ 当事者組織「のりのりフットワークの会」の設立・活動支援		
動支援	④ まちづくり協議会への参加協力		
	⑤ 地域型ボランティアセンター(ちょっこらや)の運営支援		
	⑥ IT工房(くりっく)の運営支援		
	① 「高浜市高齢者権利擁護憲章」の制定		
	② 母子自立支援員の設置		
	③ 「居住福祉のまちづくり条例」の制定		
	④ 「子ども権利擁護憲章」の制定		
	⑤ 中高生の居場所「バコハ」の運営支援		
	⑥ 中・高校生と赤ちゃん交流事業の実施		
	⑦ 障害者地域生活支援施設「みんなの家」の設置		
 行政の支援策	◎ 子ども未来塾の整備−「少年少女発明発見クラブ」		
り以の文派	⑨ 「まちづくりパートナーズ基金」の設置		
	⑩ NPO法人設立支援事業の実施		
	⑪ 民間提案型業務改善制度の実施		
	⑪ 小学校区におけるまちづくり協議会の設置		
	⑬ 障がい者相談支援専門員の配置		
	⑭ 相談窓口の一本化・・・地域包括支援センターの設置		
	(高齢・身体・知的・精神分野の相談)		
	⑤ 地域生活支援カルテ「きらり」の整備(障がい者)		

(2) 主要な計画項目の評価と新たに根づいた活動

第1次計画では、地域福祉の計画活動を進める中で、住民自らが企画し主体となって活動する「実験事業」に取り組みました。代表的な事業として、地域型ボランティアセンター「ちょっこらや」及び「みんなの家」の実践があります。

①ボランティアセンターの機能強化

地域型ボランティアセンター「ちょっこらや」は、より地域に密着したボランティア活動を目指し、「地域住民による、地域住民のための」ボランティアセンターとして、地域・活動日を限定して実施されました。活動については、宅老所「悠遊たかとり」を拠点とし、その運営に携わるボランティアにより、家廻りの

保全・修理、包丁研ぎ、軽トラックでの運搬、庭木の枝打ちといった、高齢者世帯のちょっとした困りごとの解消を行ってきました。平成19年4月からは、利用者の口コミ等により地域外からの依頼が増えたため、活動範囲を拡大し、対応しています。現在、この取組みはまちづくり協議会へと広がりをみせ、吉浜まちづくり協議会では、「こっこネット事業」として地域の方々のちょっとした困りごとの相談などを行っています。

ボランティア活動については、「高浜市居住福祉のまちづくり条例」において、市と社会福祉協議会との協働による活動の促進が求められています。平成16年9月には、高浜市社会福祉協議会が、いきいき広場内に、誰もが気軽に立ち寄れ、気軽に活動に参加し利用することができる「ボランティアひろばセンター」を設置し、地域型ボランティアセンターの開設支援や男性ボランティア活動機会の創出などを行ってきました。そして、平成19年10月には、地域住民や子育で支援等と接する機会が増えることによる一層の地域共生への寄与を目指し、高浜いちごプラザ(親子よろこびの広場)や小規模多機能型居宅介護事業所、ヘルパーステーション等が集う高浜いちごプラザ内に活動拠点を移転しました。しかし、現在では、活動が限定的(平日の午前中のみの営業)であることや、集約される情報が限定的であること、また、交通の利便の悪さなどによる弊害など、各種課題が挙げられており、「ボランティアひろばセンター」がボランティア活動支援の中核としての役割を果たすためにも、機能強化に向けた取組みが求められています。

②地域での居場所づくり

「みんなの家」の取組みは、公民館を拠点とし、障がい者とその家族が集い、 昼食会の準備や楽しく語り合う「居場所づくり」として実施されました。この活動がきっかけとなり、平成15年3月には、障害者地域生活支援施設「みんなの家」が整備され、単なる「居場所」としてだけではなく、「おためし外泊」の体験やさまざまな生活訓練といった地域生活を体験することができる新たな拠点となっています。さらに、平成20年4月からは、「おためし外泊」のサポーターとして、吉浜まちづくり協議会のメンバーが参加するなど、地域住民の支えあいによる活動が展開しています。

③評価推進体制の必要性

一方で、第1次計画で目標に掲げていた福祉審議会が設置に至らず、十分な計画の進行管理がなされなかったことなどにより、「各推進施策の責任主体が不明確で実施に至らなかった」「年次計画の作成・中間年度での見直しがされてこなかった」ことなど、計画の評価推進体制の確立が第2次計画の策定に向けた課題として挙げられています。

④新たに芽生えた組織「まちづくり協議会」

平成15年11月からは、市の構造改革の一環として、小学校区ごとにまちづくり協議会の設置をスタートしています。この協議会は、第1次計画が住民主体で策定された中で、「地域のことは地域が一番よく知っている」ことが再認識され、住民自治により地域活動を実施していくことの流れにつながったものです。平成21年5月末には、全ての小学校区の協議会が立ち上がりました。今後は、民生・児童委員やシルバー人材センターなどの各団体や行政・社会福祉協議会との一層の連携を図ることにより、市が目指す「地域共生のまちづくり」につながることが大きく期待されます。

3 第1次計画の評価から見える課題

第1次計画の評価から見える課題については次のとおり整理できます。

- 1 計画の実行体制について
- ①. 責任主体の不明確さ
- ・行政:プロジェクトチームが、大方いきいき広場のセクションに限定され全庁的 な取組みがされていない
- ・ 対協: 行政との役割分担が不明確
- ・住民: 168人(ひろば)委員会、168人(ひろば)運営委員会の体制が続かなかった
- ・第三者:福祉審議会の設置とそこからの評価がされなかった
- ②. 計画書の問題
- ・計画書の内容が関係者の間で共有できていない
- ・年次計画の作成、中間年度における見直しがされなかった
- 2 計画目標の実現度
- ①. 職員のスキルアップ
- ・168人(ひろば)委員会へ一市民として参加したことにより職員力はアップ したものの、それは一部の職員に限定されていた
- ②. 住民力の向上
- ・168人(ひろば)委員会の「参加者」から「活動者」へと住民力の向上は図られたが、「埋もれたまま」の人たちがまだまだいる
- ③. 計画策定の波及効果
- ・168人(ひろば)委員会での住民との協働の成功体験が、まちづくり協議会の 設置に結びついた

第3節 計画に盛り込むべき課題ーテーマ別意見交換会から

第1次計画では、これからの高浜の地域福祉のあり方を検討するための組織として「168人(ひろば)委員会」を立ち上げ、5つのグループに分かれ、それぞれ検討課題を掲げ、ワークショップを取り入れた計画活動を推進してきました。

第2次計画では、「168人(ひろば)委員会」のような住民参加型組織による計画策定は選択せず、行政・社会福祉協議会評価チームによる第1次計画の分析・評価を踏まえ、平成20年8月から、策定委員会のもとに3つのテーマ別の意見交換会を設け、前述の評価活動等を通じて得られた課題の解決に向け、さらなる議論を深めました。その委員は、「168人(ひろば)委員会」のOBやOGをはじめ、民生・児童委員、ボランティアコーディネーター、地域包括支援センター、地域福祉関係団体など各テーマに即した人材や公募市民により構成しました。また、各意見交換会には、リーダーとして学識経験者(大学教員3名)の参加を得て、意見交換が行われました。さらには、意見交換会から策定委員会への意見反映を明らかにするため、フィードバックを重視しました。ここでは、各意見交換会での議論の場において、参加者が地域福祉活動を通じて、感じていること、見えてきたことなどを整理します。

第1意見交換会

テーマ「多様な主体による福祉活動の促進と協働による課題解決 の仕組みづくりについて」

この意見交換会は、民生・児童委員、健康づくり推進員、ボランティアコーディネーター、企業関係者、当事者団体、ひろば委員OB、地域包括支援センター、行政、社会福祉協議会といった関係者が集まり、第1次計画を通して根づいた従来型の地域福祉活動の活性化に向けた課題解決の仕組みづくりについて議論を行いました。

当初は、いわゆるワークショップの方法により、課題の掘り下げなどを行い、これらの意見から共通した課題を整理しました。それに基づき、平成21年からは「人材」「交流」「情報」という切り口から、3つのグループに分け、それぞれ課題解決のために何が必要となっているのか、そのためのしくみづくりをどう進めればよいのかを議論しました。各グループで出た主な意見については次のとおりです。

人材	〇まちの人々が「主役」で"人材予備軍"と位置づけ、この人たちを「ちょっ
グループ	とした助け合い」(ボランティア)に導くプログラムを作成・提供する
フルーフ	「仕掛け屋」(中間支援組織)が必要。
	〇老人憩の家や宅老所、公民館といった地域にあるインフラや、まちづく
	り協議会やいちごプラザ、ボランティアひろばセンターといったしくみ
	を活用したプログラムを仕掛けることが必要。
交流	〇たくさんあるグループの交流のきっかけづくりやコーディネートのプ
グループ	ログラムづくりを仕掛けるセンター機能を持つ組織が必要。
	○各グループ内での交流促進や他グループへの相互研鑽、または、潜在グ
	ループに対する意識高揚を図るような各グループの活動の成果を発表
	するための場が必要。
√≠±□	○ボランティアだけではなくて、地域活動の紹介や福祉関係の機関の紹介
情報	や施設のイベントなど、いろいろな情報を取り扱う情報支援センターが
グループ	必要。

地域福祉活動の課題として、人材不足、交流の必要性、情報の発信・集積の必要性が挙げられました。

3グループとも共通する課題解決のしくみとして取り上げているのが、「コーディネート機能を持つ機関が必要である。」ということです。それは中間支援組織(人材グループ)として表現されたり、情報支援センター(情報グループ)と

表現されたり、センター機能(交流グループ)と表現されています。

- 活動の様子 -



第2意見交換会

テーマ「地域福祉推進のための福祉専門機関の役割(基盤強化) について」

この意見交換会では、第1次計画での福祉専門職の関わりが少なかったことなどを踏まえ、社会福祉施設や学校、社会福祉協議会といった福祉の専門職が集まり、「福祉の専門職が地域を構成する一員として、地域にどのように関わっていくことができるか」を主眼に議論を行いました。意見交換については、高齢分野・若年(子ども)分野・障がい分野に分かれて、各機関が「今行っている取組み」や「これから行ってみたい取組み」などを持ち寄り、そうした活動をどのように広めればよいのか、活動自体の内容を広げるのか、活動する主体(担い手)を増やしていくべきなのかといった視点で議論を行いました。主な意見は次のとおりです。

- 〇行っている取組みを地域福祉計画の推進と連動させて取り組む
- ○専門職と地域住民が同じステージに立った新しいネットワークの構築
- ○施設を地域へ提供することによる地域住民の福祉に対する理解や、要援護者と地域住 民との交流の促進
- ○福祉教育の充実や福祉専門職による専門的な知識の伝授
- ○専門職の交流やスキルアップを図るための専門職の新たなネットワークの構築

こうした提案を具現化していくためには、引き続き、福祉専門職が集まって、 今後の地域福祉活動の具体的な進め方を決めていく場を設け、継続的に協働して いくことが必要です。

- 活動の様子 -



第3意見交換会

テーマ「要援護者の声かけ・見守り活動等について」

本意見交換会については、第1・2意見交換会とは設置の趣旨が異なり、地域福祉における新たなテーマである「要援護者支援体制の構築」に向けて、既に地域で声かけ・見守り活動を実践している民生・児童委員やシルバー人材センター、まちづくり協議会といった関係者を中心に、今どのような形で活動を行っているのか、あるいは行おうとしているのか、今後どのように進めていくべきなのかなど、実際の活動上の問題点や、今後の協働のあり方について議論しました。地域によって取組みの内容に相当差異があるものの、「情報収集」「情報共有」「声かけ・見守りの方法」「緊急時の対応」などが共通した課題として挙げられました。

第2次計画策定後、実際の声かけ・見守り活動に関する具体的な活動のしくみや手法については、各地域ごとに、関係団体が中心となって、地域に適した内容を検討していくことになります。こうした活動が円滑に実施されるよう、意見交換会については、計画策定後においても関係機関の情報交換や情報共有の場として、引き続き設置し、連携体制の強化を図ることとなっています。

- ○地域の取組みをより活性化するため情報交換や情報共有の場が必要
- ○地域の中で課題を解決していくための協議の場が必要
- ○活動を展開するための学びの場が必要
- ○活動を高める研修の場が必要

上記の3つの意見交換会から検討された内容は次のように整理できます。

- ・コーディネート機能を持つ拠点の 必要性
- ・地域福祉活動人材の育成



地域福祉推進の基盤づくり

- ・福祉専門職や地域住民が企画段階 から協働した新たな福祉イベント の実施
- ・ライフステージに応じた福祉教育の 充実とそのしくみづくり
- ・「要援護者の声かけ・見守り活動」 のための関係機関の情報交換や情報 共有の場の必要性



地域の福祉力の向上

- ・福祉専門職の地域福祉への自発的参加
- ・福祉専門職と地域住民との新たな ネットワークの構築
- ・福祉専門職の分野を越えた新たな ネットワークの構築
- ・福祉施設と地域との相互の交流の場づくり



福祉の地域力の向上

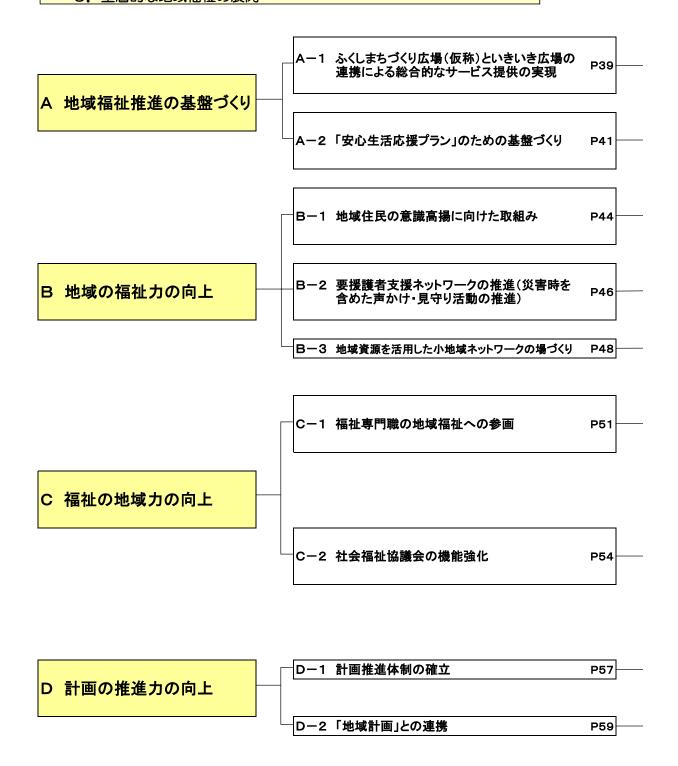
_	31	_

図6「高浜市第2次地域

【基本理念】:「つながり、支えあい、安心のしくみづくり」

【推進目標】

- 1. 身近な生活課題への対応(「安心生活応援プラン」の実現)
- 2. 地域福祉が進むための環境づくり
- 3. 重層的な地域福祉の展開



福祉計画」体系図

 A-1-(1) 「ふくしまちづくり広場(仮称)」の拠点づくり
 スート(1)・かくしなりライクは物(以中)」の反応、フィク
A-1-(2)「ふくしまちづくり運営協議会(仮称)」の設置
A-2-(1)「安心生活応援プラン」の実施
A-2-(2) 生活支援サービスに携わる人材の養成
B-1-(1) 新たな福祉イベントの創出
B-1-(2) ライフステージに応じた福祉の学び
B-2-(1) 関係機関による連携体制の強化
B-2-(2) 地域活動支援の機能強化
 B-3-(1) 地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり
C-1-(1) 福祉専門職による新たなネットワークの構築
C-1-(2) 福祉専門職と地域住民との新たなネットワークの構築
C-1-(3) 施設の地域デビュー
C-2-(1) 広報・啓発活動の強化と地域福祉人材の発掘
C-2-(2) 社会福祉協議会職員の地区担当制の導入
C-2-(3) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置と育成
C-2-(4) 高浜市社会福祉協議会発展・強化計画の策定と進行管理
-D-1-(1) 地域福祉リーディングプラン推進委員会(仮称)の設置
-D-1-(2) 地域福祉の財源の確保
 D-2-(1) 地域福祉計画と「地域計画」との連携の推進

第3章 重点的に実施するリーディングプラン

第1節 計画の体系

本計画期間においては、第1章の第2次地域福祉計画策定の考え方、第2章の第2次地域福祉計画の策定方法から、今後の地域福祉の取組みとして必要となるもの、特に重点的に進めるべき課題解決のしくみづくりをリーディングプランとして位置づけ優先的に実施していきます。

具体的には、大きく4つのカテゴリーに分け、各カテゴリーにおいて、中心的 に進める施策を位置づけます。

つながり、支えあい、安心のしくみづくり

A 地域福祉推 進の基盤づく の

- 1 ふくしまちづくり広場(仮称)といきいき広場の連携による総合的なサービス提供の実現
- 2 「安心生活応援プラン」のための基盤づくり
- B 地域の福祉力 の向上
- 1 地域住民の意識高揚に向けた取組み
- 2 要援護者支援ネットワークの推進 (災害時を含めた声かけ・見守り活動の推進)
- 73 地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり
- C 福祉の地域力 の向上
- 1 福祉専門職の地域福祉への参画
- 2 社会福祉協議会の機能強化
- D 計画の推進力 の向上
- 1 計画推進体制の確立
- 2 「地域計画」との連携

A 地域福祉推進の基盤づくり

地域福祉推進の基盤づくりとして、全市的な対応を図る福祉まちづくりの拠点 となる「ふくしまちづくり広場」(仮称)づくりに向けた検討を行うとともに、 既存の「いきいき広場」との連携による総合的なサービス提供の実現を図ります。

そして、誰もが地域で安心して暮らし続けられるような地域づくりを実現するため、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が多様な関係機関との連携を図り、援護を必要する方々がもれなくカバーされる体制づくりを目指す「安心生活に援プラン」を実施します。このプランの実施にあたっては、情報支援や不安解消、早期発見といった生活支援サービスの提供を行う人材を育成します。

B 地域の福祉力の向上

地域の福祉力を向上するため、地域住民の福祉に対する理解の促進や、ボランティアに関わったことがない人へのきっかけづくりや動機づけに向けた新たな福祉イベントの創出、地域におけるライフステージに応じた福祉の学びを実施します。

また、関係機関の情報交換や情報共有の場を設置することにより、関係機関の連携体制の強化を図るとともに、要援護者支援体制づくりに向けて、活動方法の検討・実施や要援護者情報の集約化・一元化などのしくみづくりを支援します。

さらに、地域福祉圏域の中で最も身近な第3層(町内会)におけるネットワーク拠点としての地域資源を活用した場づくりに取り組みます。

C 福祉の地域力の向上

福祉の地域力を向上するため、「高齢」「障がい」「子ども」といった分野別の活動領域を越えた「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」を構築します。そして、福祉専門職が行政主体で育成した地域住民とともに協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。

また、福祉施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行うとともに、福祉専門職がまちづくり協議会にメンバーとして積極的に参加することを通して、まちづくり協議会における地域福祉の推進を応援します。

D 計画の推進力の向上

地域福祉が進むための環境づくりを計画的に行うために、地域福祉計画の推進力を高めるためのしくみを導入します。本計画を"絵に描いたもち"に終わらせないよう、計画の内容がどれだけ推進されているかの点検や、推進のために必要な安定的な自主財源確保に向けた検討を行うための「地域福祉リーディングプラン推進委員会(仮称)」を設置します。また、本市における総合的な地域福祉の推進を図るため、地域福祉計画とまちづくり協議会が策定する「地域計画」との連携を推進します。

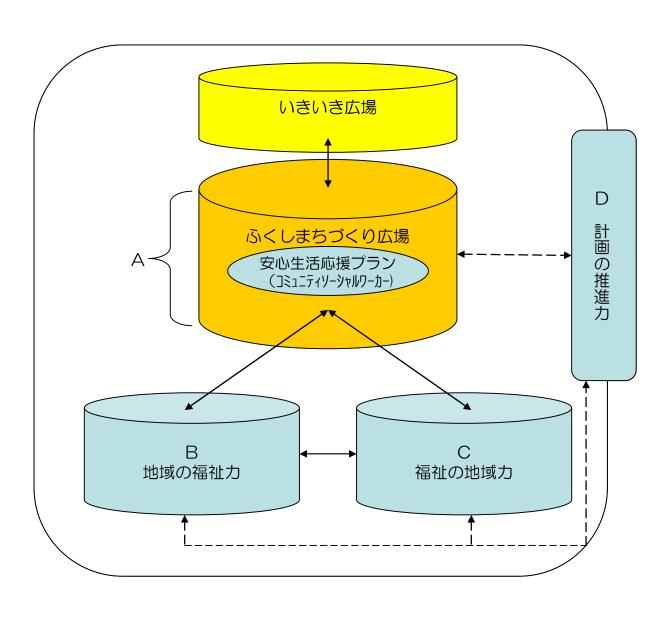


図7 地域福祉が進むための環境づくり

第2節 リーディングプランの推進

A 地域福祉推進の基盤づくり

市の地域福祉の現状からみえる課題として、地域福祉活動を支えるしくみが不足していることが大きな課題となっています。第1次計画を通して根づいた活動の活性化を図るためには、ボランティア活動や市民活動をはじめとする地域福祉活動に携わる人材の確保、担い手間の交流や情報の共有を図ることが課題とされています。意見交換会からは、次のような提案がされています。

.....

- 〇ボランティアや市民活動に限らず、地域活動の紹介、福祉関係の機関の紹介、施設のイベントなどの多様な情報を取り扱う機能をもち、地域福祉活動の主役であるまちの人々を地域福祉活動に導くための拠点が必要
- 〇老人憩の家や宅老所、町内会館といった地域のインフラや、まちづくり協議会、ボラン ティアひろばセンターといった既存のしくみを活用した交流促進プログラムなどを作 成・提供し、それを運営するための"仕掛け屋"的な機能が必要。

また、厚生労働省においても、「今後、全国の各地域において、高齢者や障がい者等が安心して暮らし続けられるような地域づくりを進めることが喫緊の課題であり、公的サービスの整備充実、重点化・効率化の推進と併せて、地域において、日常的な生活支援ニーズに対応するしくみづくりを進めることが必要である。」と指摘しています。

A-1 ふくしまちづくり広場(仮称)といきいき広場の連携による総合的なサービス提供の実現

地域福祉を円滑に進めるためには、地域福祉活動の推進に不可欠な人材・交流・情報といった3つの要素の促進を図るための機能を別々に設けるのではなく、地域内に一本化した窓口を設置するなど、一体的・総合的に取り扱うことが求められます。

(1)「ふくしまちづくり広場(仮称)」の拠点づくり

ボランティア活動や市民活動といった垣根を越えた地域住民や各団体からの相談・支援を行うとともに、人材発掘・育成、交流促進、情報収集・発信の拠点としての総合的なコーディネート及び地域福祉活動の活性化に向けたさまざまな提案を行う"仕掛け屋"といった企画・立案に関する機能を併せ持つ「ふくしまちづくり広場」の拠点づくりに向けた検討を行います。

また、ボランティアひろばセンターが「ふくしまちづくり広場」におけるボランティア活動支援の中核としての役割を果たせるよう、まちづくり協議会などの地域団体と連携した人材育成のしくみづくり、交流スペースの確保、情報のネットワーク化を図り、誰もが気軽に立ち寄れる地域住民に身近なセンターづくりを行います。

(2)「ふくしまちづくり運営協議会(仮称)」の設置

地域福祉活動の拠点である「ふくしまちづくり広場」と、福祉のワンストップ サービスや地域ケアの展開を図ってきた「いきいき広場」との連携を図るため、 福祉専門職や地域住民も参加した「ふくしまちづくり運営協議会(仮称)」を設 置し、お互いの広場によるインフォーマルサービスや公的サービスといった枠を 越えた総合的なサービスのあり方や提供について検討を行います。

実施事業	責任主体	主な取組み
「ふくしまちづくり	行政、社会福祉協議会	〇「ふくしまちづくり広場」の拠
広場(仮称)」の拠点		点づくりに向けた検討
づくり		〇誰もが気軽に立ち寄れる地域
		住民に身近なボランティアひ
		ろばセンターづくり
「ふくしまちづくり	行政、社会福祉協議会	○「ふくしまちづくり運営協議会
運営協議会(仮称)」		(仮称)」の設置
の設置		

A-2 「安心生活応援プラン」のための基盤づくり

誰もが地域で安心して暮らし続けられるような地域づくりを実現するため、多様な関係機関との連携により、援護を必要する方々がもれなくカバーされる体制づくりを目指す「安心生活応援プラン」を実施するとともに、プラン実施にあたり、いわゆる情報支援や不安解消、早期発見といった生活支援サービスの提供を行う人材を育成します。

(1)「安心生活応援プラン」の実施

地域における多様な生活ニーズへの適切な対応を図るため、自立した個人が主体的に支えあう「新たな支えあい」とも言うべき地域福祉を実現するためには、「要援護者の声かけ・見守り活動等」に関する意見交換会でも挙げられている、要援護者に関する「情報収集」「情報共有」「緊急時の対応」などの課題解決を含めて、要援護者がもれなくカバーされる体制づくりを行うことが求められます。

こうした動きも踏まえ、本市においても、誰もが地域で安心して生活できるような社会を実現するため、行政が主体となり、新たに社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置します。そして、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心として、地域包括支援センター、まちづくり協議会、シルバー人材センター、民生・児童委員等との一層の連携を通した「安心生活応援プラン」を実施することにより、地域共生のまちづくりの実現を図ります。また、困難事例の発生時における行政の速やかな対応や、適切な公的サービスの提供が可能となるよう、地域包括支援センター職員をはじめとする「いきいき広場」職員の質の向上を図ります。

- 「安心生活応援プラン」の主な内容 -

声かけ・見守り活動支援団体や行政、社会福祉協議会、福祉専門職等が保有する 要援護者情報の共有・一元化を図ることによる、要援護を必要とする方々がもれ なくカバーされる体制づくり(個人情報の保護や情報共有化の適正化について、 十分配慮することとしています。)

家族のサポートが得られない一人暮らし高齢者など定期的な訪問による声かけ・ 見守りが必要な方々に対する訪問員による新たな地域生活支援サービスの提供 (いわゆる情報支援や不安解消、早期発見といった声かけ・見守りに加え、日常 の買物・宅配の手配等)

(2) 生活支援サービスに携わる人材の養成

地域福祉活動に携わる人材の確保が困難とされる中で、安心生活応援プランを 安定的・継続的に実施するためには、定期的な訪問による声かけ・見守りが必要 な方々に対して生活支援サービス提供を行う訪問員、また、訪問員に協力して支 援にあたる人材の発掘が求められます。

こうした人材を確保するため、社会福祉協議会や施設といった福祉専門職の連携により、新たな住民参加サービス等の担い手としての「地域生活支援サポーター」を養成し、地域の要援護者の個別のニーズに応えるしくみを安定的・継続的に構築します。

•••••

実施事業	責任主体	主な取組み
「安心生活応援プラ	行政、社会福祉協議会	○社会福祉協議会へのコミュニ
ン」の実施		ティソーシャルワーカー(CS
		W)の配置
生活支援サービスに携	行政、社会福祉協議会	〇「地域生活支援サポーター」の
わる人材の養成		養成

B 地域の福祉力の向上

テーマ別意見交換会からは、顔がみえる関係づくりに向けた、地域住民に対する福祉への理解や参加へのきっかけづくりなど地域住民の意識高揚に向けた取組みとして、次のような提案がされています。

○ 当事者や福祉専門職のみならず、子どもや若い子育て世代の地域住民が一緒に企画・運営する新たな福祉イベントの実施

- ボランティア活動者の交流・相互研鑽、未経験者に対するきっかけづくりや動機づけを 推進するための発表の場の提供
- 社会福祉協議会を中心に行政、教育機関、福祉専門職が一体となった地域におけるライ フステージに応じた福祉の学びの実施

市では、地場産業の衰退や名古屋市や近隣市への通勤者のベッドタウン化、外国人労働者の増加など、地域住民どうしがつながりを保つことを難しくする要素が大きくなっています。そのような中、一人暮らしの高齢者や夫婦暮らしの高齢者世帯、障がい者、乳幼児、ひとり親世帯、外国人や妊産婦など、いわゆる「要援護者」といった方々が、災害が発生したときのみならず、日頃の日常生活においても、地域から孤立することは避けなければなりません。

平成20年4月からは、地域住民と行政が一体となって、地域課題の解決や地域の発展に向けた協働によるまちづくりを推進するための「まちづくり協議会特派員制度」が創設され、平成21年5月には、全ての小学校区において、まちづくり協議会が設置されました。要援護者が地域とつながっていることの安心感を得るためにも、このような新たに芽生えたまちづくり協議会というしくみを活かしながら、日頃から声かけ・見守りによる顔がみえる関係づくりを行うことが必要です。

B-1 地域住民の意識高揚に向けた取組み

既存の福祉イベントに、企画段階から若い世代の地域住民や当事者などが協働する新たな福祉イベントを創出することにより、福祉に対する理解を広く促進します。また、ボランティア活動発表の場を設置することにより、団体内の交流や他の団体との相互研鑽、ボランティア活動に対するきっかけづくりや動機づけを行います。さらに、ライフステージに応じた福祉教育を「福祉の地域力」により推進することにより、「地域の福祉力」の向上だけでなく維持するため、ライフステージに応じた「福祉教育プログラム」を作成します。

(1) 新たな福祉イベントの創出

現在行われている福祉イベントのひとつに、「いきいき広場まつり」があります。社会福祉協議会と町内会が主体となり、民生・児童委員、各種福祉団体、福祉施設などが協働し開催しています。しかし、その企画・運営は、各団体に任されており、地域住民の福祉に対する意識高揚としては十分ではありません。

今後は、「福祉でまちづくり」の根を育てるため、企画段階から当事者や福祉 専門職のみならず、子どもや若い子育て世代の地域住民が一緒に企画・運営する 新たな福祉イベントを実施します。意見交換会からは、障害のある方と小中学生 が協働し、市の新名物となりうる「わいわいバリアフリーマーケット」の企画・ 運営が提案されています。幼少期から当事者とふれあうことにより、本人だけで なく、その保護者や家族、地域住民の理解を促進します。

また、ボランティアひろばセンターが主体となり、地域ですでに行われている「ちょっとした助け合い」やボランティア活動の取組みを発表する場として「高浜版ボランティアフェスティバル」を開催します。これにより、団体内の交流や他の団体との相互研鑽を図るとともに、ボランティアに関わったことがない人のきっかけづくりや動機づけを行います。

(2) ライフステージに応じた福祉の学び

「地域の福祉力」を高めるためには、単に「福祉教育」を行うだけでなく、ライフステージに応じた福祉の学びを実施するとともに、地域において、実施されることも必要となります。とりわけ、子育て中の若い親など新たな層が参加できるような福祉の学びの場の提供が求められます。

現在、社会福祉協議会と教育機関が連携した「福祉実践教室」が実施されています。その実施状況についてみると、実施時期は各学校で異なっており、内容については車いす体験や視覚障がい模擬体験といった体験型が中心となっています。

今後は、社会福祉協議会が主体となり、行政、教育機関、さらには、福祉専門職などとの連携を図った「福祉教育」の充実に努めます。また、「福祉教育」を実施するにあたっては、「地域の福祉力」を維持するため、ライフステージに応じた「福祉教育プログラム」を作成します。プログラムの実施にあたっては、社会福祉協議会や福祉専門職だけでなく、認知症や障がいのある方など当事者や福祉を学ぶ学生との協働により進めます。さらに、第2層(小学校区)、第3層(町内会)といった地域福祉圏域に応じた地域の拠点や福祉施設などの現場を活用した取組みを実施します。

•••••••••••••

実施事業	責任主体	主な取組み
新たな福祉イベントの	行政、社会福祉協議会、福祉専	〇「わいわいバリアフリーマー
創出	門職	ケット」の企画・運営
		〇「高浜版ボランティアフェス
		ティバル」の開催
ライフステージに応じ	行政、教育機関、社会福祉協議	〇ライフステージに応じた「福
た福祉の学び	会、福祉専門職	祉教育プログラム」の作成

B-2 要援護者支援ネットワークの推進(災害時を含めた声かけ・見守り活動の推進)

「要援護者の声かけ・見守り活動等」に関する意見交換会では、今後、声かけ・見守りによる顔が見える関係づくりを行うためには、「情報収集」「情報共有」「声かけ・見守りの方法」「緊急時の対応」などをどのように進めていくべきかが課題として挙げられています。こうした課題の解決を図るため、本意見交換会を関係機関の情報交換や情報共有の場として引き続き設置し、連携体制の強化を図ります。そして、行政においても声かけ・見守り活動が円滑に実施できるような支援策を実施します。

(1) 関係機関による連携体制の強化

行政や社会福祉協議会、福祉専門職、各まちづくり協議会、民生・児童委員等 が連携して、各関係団体が行う声かけ・見守り活動の今後のあり方などについて、 議論を行ってきた「要援護者の声かけ・見守り活動等に関する意見交換会」を、 関係機関の情報交換や情報共有の場として、引き続き設置し、連携体制の強化を 図ります。意見交換会においては、新たに町内会活動などが行う地域福祉推進の 取組みに関する提案や要望を聞く機会を設けるなど、より多様な主体の参画、手 法により実施します。

また、平成20年度から、5つの小学校区ごとに、地区担当の民生・児童委員と地域包括支援センターの職員の参加による地区民生委員・児童委員協議会を試行的に実施し、地域における要援護者や定期的な声かけ・見守りが必要といった方々に関する情報共有を図ってきました。今後は、こうした取組みをさらに進めるため、地域包括支援センター職員における第2層(小学校区)ごとの地区担当制を導入し、さらなる連携体制の強化を図ります。

(2) 地域活動支援の機能強化

現在、手挙げ方式により行政機関が作成している要援護者名簿に関し、地域に おいて、より正確な情報の把握が可能となるような各地域の特性に応じた作成方 法の検討や名簿以外に必要な要援護者情報(親戚の有無、障がいの種類、持病へ の個別対応方法等)の収集などが図られるよう支援します。また、要援護者情報 の取り扱いについては、関係機関に向けた個人情報保護法に関する勉強会等を開 催することにより、適切に活用できるよう支援します。

声かけ・見守り活動の具体的な内容については、関係機関による地域の特性に応じた活動手法の検討・実施を支援することとし、活動の推進団体がない場合においては、円滑な組織の立ち上げを支援します。また、対象者の絞込み、要援護者マップの作成、声かけ・見守り活動の実施体制などに関する各地域の検討の場に、行政も積極的に参加することにより、要援護者支援体制づくりを支援します。

また、災害時などの緊急時においても、要援護者に対する円滑な対応が図られるよう、情報の集約化・一元化などのしくみづくりを支援するとともに、各地域で行われる防災訓練について、小・中学生、高校生などが積極的に訓練に参加できるようにするなど、緊急時の体制の充実を図ります。

•••••

実施事業	責任主体	主な取組み
関係機関による連携	行政	○地域包括支援センター職員に
体制の強化		おける小学校区ごとの地区担当
		制の導入
地域活動支援の機能	行政	○関係機関に向けた個人情報保
強化		護法に関する勉強会等の開催
		○要援護者支援体制づくりの支
		援(対象者の絞込み、要援護者
		マップの作成等)
		〇小・中学生・高校生などの参加
		による防災訓練の実施

B-3 地域資源を活用した小地域ネットワークの場づくり

誰もが地域で安心して生活できるような社会を実現するためには、「ふくしまちづくり広場」や「いきいき広場」といった第1層(市全体)をカバーする総合的なサービス提供の推進体制・基盤の充実のみならず、地域福祉圏域の中で最も身近な第3層(町内会)における地域福祉活動のためのネットワークの場づくりを一体的に推進することが求められます。

こうした小地域におけるネットワークの場づくりを、より効果的・効率的に推進するため、老人憩の家や宅老所、町内会館といった活動拠点をはじめ地域の全てを社会資源として捉えます。そして、こうした社会資源を地域福祉活動に携わる方々の活動や交流、または、同じ境遇の人たちが集い、語り合い、学びあえるような小地域ごとのネットワークを構築するための場として活用するための検討を行います。

さらに、こうした地域資源を活用し、地域のボランティア団体、地域住民、事業所などが一体となった要援護者に対する日中の通いや訪問、宿泊などを組み合わせた小規模多機能的な切れ目のない在宅での安心した生活の提供を実現するためのしくみの構築に努め、要援護者が可能な限り住み慣れた自宅、または、地域で生活できるような地域社会を目指します。

また、これまで、老人憩の家については、地域の高齢者の方々に「憩」と「くつろぎ」、そして「健康づくり」の場を提供してきましたが、地域住民の交流の促進と地域コミュニティの再生を図るため、高齢者や障がい者、子どもから大人まで、誰もが安心して暮らせるまちづくりに向けた拠点としての活用が期待されています。このことから、今後の老人憩の家など、小地域での在り方について、福祉に限らない全庁的な体制により、「小地域拠点づくり在り方検討会」を立ち上げ、検討を行います。

•••••••••••••

実施事業	責任主体	主な取組み
地域資源を活用した	行政	○「小地域拠点づくり在り方検討
小地域ネットワーク		会」の立ち上げ
の場づくり		

C 福祉の地域力の向上

第1次計画においては、地域が自らの力で福祉を作り上げる「地域の福祉力」を重視し、そこで培った住民力と職員力を活かした施策の推進に取組んできました。しかし、今後、地域福祉を推進するためには、「地域の福祉力」だけではなく、福祉の専門職が地域福祉へアプローチする「福祉の地域力」の向上も必要となります。

第2次計画策定にあたっては、社会福祉施設や学校、社会福祉協議会といった 福祉の専門職が集まり、福祉の専門職が地域を構成する一員としてどのように関 わっていくことができるかを主眼とした「地域福祉推進のための福祉専門機関の 役割(基盤強化)」をテーマとした意見交換会を立ち上げて、議論を深めてきま した。テーマ別意見交換会においては、福祉専門職が地域でできることとして、 次のような提案がされています。

- 地域での新たな福祉イベントの創出
- ライフステージに応じた福祉の学び
- 専門職の新たなネットワークの構築
- 住民の自主グループ育て
- 専門職と住民との新たなネットワークの構築
- 〇 施設の地域デビュー

一方、テーマ別意見交換会の中で、現状の高浜市社会福祉協議会について、次のような意見が出されました。

- 地域の中で社会福祉協議会の顔が見えない
- 社会福祉協議会の事業・活動内容のPR不足
- 社会福祉協議会内での連携が取れていない
- 地域におけるおせっかい役(コーディネーター)としての期待
- 事業が増大しているため、整理をし、本来やるべきことを見極める
- 社会福祉協議会職員の意識改革とコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を含めた 職員の人材育成
- 〇 社会福祉協議会事業の充実・拡大(障害者雇用、実習も含め)

高浜市社会福祉協議会は、ここ数年、自主財源の確保を目標に掲げ、行政からの受託事業並びに介護保険事業及び障害福祉サービス事業に力を注いできました。しかし、そのことが、社会福祉協議会本来の役割を十分に果すことのできない状況を作り出したことは否めません。今後、社会福祉協議会本来の役割を重視し、住民、行政その他関係機関の期待に十分に応えるためには、社会福祉協議会の機能強化に向けた取組みが必要不可欠です。

C-1 福祉専門職の地域福祉への参画

福祉の地域力を向上するため、「高齢」「障がい」「子ども」といった分野別の活動領域を越えた「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」を構築します。そして、福祉専門職が行政主体で育成した地域住民とともに協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。また、福祉施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行います。

(1) 福祉専門職による新たなネットワークの構築

本市では、現在、高齢分野の「地域ケア会議」や障がい分野の「障害者地域自立支援協議会」など、制度上の分野別会議が設置されており、分野別の福祉専門職間のネットワークは構築されています。しかし、地域福祉分野を包括する会議は存在せず、分野以外の福祉専門職間の交流は全くない状況にあります。

第2次計画では、「地域福祉推進のための福祉専門機関の役割(基盤強化)について」をテーマとした意見交換会を立ち上げ、分野を越えた福祉専門職間の新たなネットワークを創出しました。

今後は、このネットワークを「福祉専門職による地域福祉を推進するための新しいネットワーク」として恒常的な組織と位置づけ、社会福祉協議会が事務局となって運営します。そして、福祉専門職同士が本音で肩の凝らない話し合いを行い、交流を深めるとともに、福祉専門職のまちづくりにおけるスキルアップを図ります。また、地域での福祉を推進するため、身近な生活支援を支える「地域生活支援サポーター」の養成、まちづくり協議会など小地域における地域福祉活動を応援するなど、「地域の福祉力」を向上するための取組みを行います。

(2) 福祉専門職と地域住民との新たなネットワークの構築

これまでは、市が主体となり「認知症サポーター」「キャラバンメイト」など 肩書きのある地域住民の育成を行ってきました。しかし、育成後の活動のステージが用意されていないため、地域に人材があふれているのが現状です。また、「認知症高齢者を支える家族の会」や「通所サービス事業者集会」などの団体が共催して会合などを開催していますが、別に事業者のみで自主的な集会も行われるなど、一体的な活動が行われていません。

そこで、社会福祉協議会と地域包括支援センターとの連携により、福祉専門職

が「認知症サポーター」や「キャラバンメイト」などの育成された地域住民と協議や連携ができる新たなネットワークづくりを支援します。第2意見交換会からは、「認知症サポーター」や「キャラバンメイト」の地域住民をはじめ、行政、警察、郵便局、銀行、地域の商店などによるネットワークづくりを行い、認知症の方が地域で安心して徘徊できるようなしくみづくりが提案されています。

(3) 施設の地域デビュー

市内の介護サービス提供事業所である「アサヒサンクリーン高浜ケアハウス」などの一部の施設では、これまでも施設内に「地域交流スペース」を設置するなど、地域住民に向けた施設開放を実施してきました。しかし、施設利用に対する抵抗感やPR不足などの理由により十分に活用されておらず、施設と地域の交流は進んできませんでした。

現在、翼まちづくり協議会では、施設職員がメンバーとして参加するなど、福祉専門職が地域において、共にまちづくり活動に取り組んでいます。また、前述の「アサヒサンクリーン高浜ケアハウス」や「認知症対応型共同生活介護事業所 (グループホームあ・うん)」などの入所施設では、利用者が宅老所などの地域の社会資源に出向き、地域住民と交流する活動も始まっています。

そこで、施設において、地域における福祉拠点となるための架け橋となる「ふれあい広場」を設置するとともに、施設と地域住民が相互に関わりができるしくみづくりを行います。そして、高齢者や障がいのある方とのふれあいを通して、当事者を理解する機会を創出し、災害などによる緊急時の対応を強化するだけでなく、後の新たな福祉人材の確保にも努めます。また、福祉専門職がまちづくり協議会にメンバーとして積極的に参加することを通して、災害時における支援拠点となるなど、まちづくり協議会における地域福祉の推進を応援します。さらには、施設内だけでなく、地域内での交流を充実し、「地域の福祉力」を高めます。意見交換会からは、福祉専門職や施設利用者が地域に出向き、認知症高齢者やその家族に対し「回想法」に関する取組みを展開するなど福祉専門職の持つ知恵を生かした「福祉出前講座」の実施が提案されています。

実施事業	責任主体	主な取組み
福祉専門職による新た	行政、社会福祉協議会、福祉専	○福祉専門職による地域福祉を
なネットワークの構築	門職	推進するための新しいネット
		ワークの構築
福祉専門職と地域住民	行政、社会福祉協議会、福祉専	〇福祉専門職と育成された地域
との新たなネットワー	門職	住民との協議や連携ができる
クの構築		新たなネットワークづくり
施設の地域デビュー	行政、社会福祉協議会、福祉専	〇「ふれあい広場」の設置
	門職	〇「福祉出前講座」の実施

C-2 社会福祉協議会の機能強化

高浜市社会福祉協議会は、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会本来の役割を重視し、住民、行政その他関係機関の期待に十分に応えられるよう、「顔の見える、信頼される、職員が成長し続ける社会福祉協議会」を目指した取組みを推進します。そして、行政からの受託事業並びに介護保険事業及び障害福祉サービス事業に力を注ぐだけでなく、社会福祉法における地域福祉の推進役、かつ、「高浜市居住福祉のまちづくり条例」における市の地域福祉推進のパートナーとしての機能強化に向け「高浜市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定します。

(1) 広報・啓発活動の強化と地域福祉人材の発掘

高浜市社会福祉協議会の活動内容を住民に知っていただくため、パンフレットの作成や広報紙及びホームページの充実を図るとともに、「ミニ福祉まつり」など社会福祉協議会独自の新たな福祉イベントの開催や市内で開催される各種イベントへの参加・協力を通して、社会福祉協議会の活動内容のPR及び地域福祉活動の啓発を積極的に行います。

また、高浜市社会福祉協議会の職員が、まちづくり協議会などの地縁活動に積極的に参加し、地域福祉活動への理解・協力を呼び掛けることで、地域における「支えあい」の意識を醸成するとともに、地域住民が主体的に行う「支えあい活動」への積極的な支援や、職員による地域におけるさまざまな年代層への福祉教育の実践を通して、新たな地域福祉の担い手の発掘を行います。

さらに、専門職のネットワークの事務局を担い、地域福祉における個別具体的な問題解決に向けての事例検討研究会の開催や事業の共同開発などを通して、専 門職のなかに地域福祉人材を確保します。

(2) 社会福祉協議会職員の地区担当制の導入

これまで、高浜市社会福祉協議会の事務局職員が各まちづくり協議会の会議等に参加し、地域の状況等の把握と必要な支援等を行ってきましたが、十分な成果が上がったとはいえない状況にあります。

そこで、これまで関わってきた事務局職員だけでなく、介護職や保育士などの 専門職も含めた社会福祉協議会職員における第2層(小学校区)ごとの地区担当 制を導入し、多種多様な市民活動を積極的に支援するなど、地域とのつながりを強めるための体制づくりを行います。

(3) コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の配置と育成

高浜市社会福祉協議会では、地域を基盤に、地域住民と連携を図りながら、援護が必要な方の見守り・発見・相談・サービスへのつなぎや地域における新たなサービスの開発支援などを行うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を配置します。そして、養成研修の実施等を通して、地域福祉圏域の第2層や3層へとつながる、行政と地域住民との「つながり」のキーパーソンとしての育成を図ります。

また、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が中心となって、安心生活 応援プランと住民互助型ふれあいサービスとをつなげることでインフォーマル サービスにおける支援体制のさらなる充実を図るとともに、フォーマルサービス とも連携を図り、支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくります。

(4) 高浜市社会福祉協議会発展・強化計画の策定と進行管理

高浜市社会福祉協議会が、地域福祉の推進役としての役割を果すべく、高浜市 社会福祉協議会のあるべき姿、理念や運営方針を明確にした上で、人材の育成、 組織のあり方や財源の確保策に取り組むとともに、住民ニーズを踏まえた真に社 会福祉協議会が行うべき事業を整理し、事業の改廃と新規事業の開拓を行うこと を目的に、「高浜市社会福祉協議会発展・強化計画」を策定します。

また、計画の進行管理を的確に行うため、毎年度、事業の進行管理表を作成し、 計画達成度の点検・評価を行うとともに、計画・目標の必要な見直しを行える体 制を確立します。

•••••••••••

実施事業	責任主体	主な取組み
広報・啓発活動の強化と	社会福祉協議会	○社会福祉協議会の活動内容の
地域福祉人材の発掘		PRと新たな福祉イベントの
		開催などによる地域福祉活動
		の啓発
		〇社会福祉協議会職員による地
		縁活動への積極的な参加・支
		援と地域における福祉教育の
		実践
		○事例検討研究会の開催や事業
		の共同開発
社会福祉協議会職員の	社会福祉協議会	○社会福祉協議会の職員におけ
地区担当制の導入		る小学校区ごとの地区担当制
		の導入
コミュニティソーシャ	行政、社会福祉協議会	〇コミュニティソーシャルワー
ルワーカー(CSW)の		カー(CSW)の配置
配置と育成		
高浜市社会福祉協議会	社会福祉協議会	〇「高浜市社会福祉協議会発
発展・強化計画の策定と		展・強化計画」の策定
進行管理		

D 計画の推進力の向上

D-1 計画推進体制の確立

計画は作ったら終わりではありません。いかに現実の活動に結びつけられるかがポイントになります。第1次計画で目標に掲げていた福祉審議会が設置に至らず、各推進施策の責任主体が明確にされなかったことや年次計画の作成・見直しがされなかったことにより、計画の進行管理のあり方が今後の課題として挙げられています。

(1)地域福祉リーディングプラン推進委員会(仮称)の設置

本計画を着実に推進していくためには、地域住民、行政・社会福祉協議会、施設などの福祉専門職といった多様な地域福祉の担い手の連携を図りながら、計画の進捗状況の評価を定期的に実施し、必要に応じて計画の見直しを行い積極的に取り組んでいくことが必要です。

計画の具体的施策の検討や計画的推進及び進行管理については、多様な地域福祉の担い手、また、行政においても全庁的な参加による「地域福祉リーディングプラン推進委員会(以下、推進委員会という)」を設置し実施していきます。また、より実効性あるものにしていくために、A「地域福祉推進の基盤づくり」、B「地域の福祉力の向上」、C「福祉の地域力の向上」についての部会を設置し検討していきます。

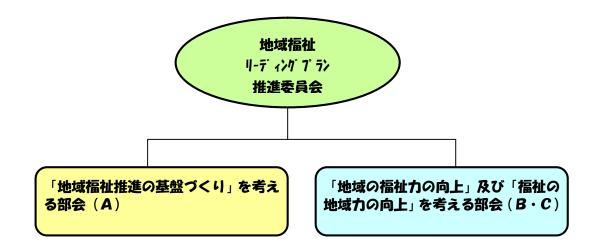


図8 第2次地域福祉計画推進体制図(案)

(2) 地域福祉の財源の確保

地域福祉推進の基盤づくりに向けた「安心生活応援プラン」を継続的に安定させるために財源の確保策についても推進委員会で検討していきます。加えて、第 1 次計画で根づいた計画活動をはじめとして地域福祉活動を継続的に推進するためには、公費のみに頼らない安定的な自主財源の確保が求められることから、地域福祉の財源(ファンド)のあり方を検討し方向性を示していきます。

•••••

実施事業	責任主体	主な取組み
地域福祉リーディン	行政	〇「地域福祉リーディングプラン
グプラン推進委員会		推進委員会(仮称)」の設置
(仮称)の設置		
地域福祉の財源の確	行政	〇地域福祉の財源 (ファンド)の
保		あり方の検討

D-2 「地域計画」との連携

小学校区を単位とした地域福祉圏域である第2層においては、各まちづくり協議会によって地域課題の解決や地域の発展に向けての取組みが行われています。 地域福祉の総合的推進を図るためには、まちづくり協議会における取組みと地域福祉計画における取組みとが整合性を持ち、相互に関連しあいながら実施されることが重要です。

第2次計画では、計画の内容がどれだけ推進されているかの点検や、推進のために必要な安定的な自主財源確保に向けた検討を行うための評価推進体制を確立するとともに、地域福祉計画とまちづくり協議会が策定する「地域計画」との連携を推進します。

(1)地域福祉計画と「地域計画」との連携の推進

総合的な地域福祉の推進を図るため、まちづくり協議会を主体とする意見交換会の場を継続して開催します。そのなかで、地域の良い経験を吸い上げ共有し、地域福祉計画及び各まちづくり協議会の「地域計画」に掲げる取組みに関する情報交換や情報共有を行うなど、お互いの計画を応援できるような連携の推進を図ります。その上で、まちづくり協議会を応援できるよう必要に応じて計画の修正を行います。

•••••••

実施事業	責任主体	主な取組み
地域福祉計画と「地域計	行政	○まちづくり協議会を主体とす
画」との連携の推進		る意見交換会の場の継続的な
		開催

1. 高浜市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、高齢者や障害者をはじめとしたすべての市民が長年住み慣れた地域で人間らしい生活を送れるための仕組みづくりとしての計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、高浜市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に関し必要な調査検討を行 う。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民(次号から第4号までに掲げる者を除く。)
 - (2) 学識経験者
 - (3) 社会福祉施設関係者
 - (4) 社会福祉に関する活動を行う者
- 3 市長は、前項第1号の委員を委嘱するに当たっては、できる限 り市民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な 方法によって委嘱するものとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでとする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委 員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くこと ができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意 見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

2. 名 簿

① 地域福祉計画策定委員会

氏 名	所属組織等
◎平野 隆之	日本福祉大学教授
原田 正樹	日本福祉大学准教授
吉村 輝彦	日本福祉大学准教授
○榊原 和惠	高浜市社会福祉協議会理事
深谷 幸男	高浜市民生・児童委員協議会会長
角谷 式男	市民公募
山本 美代子	市民公募
神谷 静江	テーマ別意見交換会代表者(高浜市手をつなぐ育成会)
佐久間 啓子	テーマ別意見交換会代表者(ボランティアひろばセンター)
古橋 知美	テーマ別意見交換会代表者(ボランティアひろばセンター)
木村 紀幸	テーマ別意見交換会代表者(老人保健施設 こもれびの里・高浜 介護支援専門員)
成瀬 正孝	テーマ別意見交換会代表者(授産所高浜安立 施設長)
松井 美千子	テーマ別意見交換会代表者(南部保育園 園長)
神谷 義国	テーマ別意見交換会代表者(高浜南部まちづくり協議会)
廣田 貴峰	テーマ別意見交換会代表者(翼まちづくり協議会)

◎委員長、○副委員長

② テーマ別意見交換会

テーマ:多様な主体による福祉活動の促進と協働による課題解決の仕組みづくりについて

氏 名	所属組織等
高橋 昌子	高浜市民生・児童委員協議会
杉浦 和美	健康づくり推進委員
幸森 奈保美	高浜市シルバー人材センター
大須賀 友彰	高浜市商工会
亀蔦 太佳揮	高浜市青年会議所
古橋 知美	ボランティアひろばセンター
佐久間 啓子	ボランティアひろばセンター
石川 満清	いきいきクラブ
原 田 功	高浜市身体障害者福祉協会
神谷 静江	高浜市手をつなぐ育成会
神谷 ことゑ	碧南・高浜地域精神障害者家族会「あおみ会」
日下 和雄	ひろば委員会OB
小 島 伸	ひろば委員会OB
内藤 修平	高浜市福祉部介護保険グループ(地域包括支援センター)
角谷 幸子	高浜安立荘(地域包括支援センター)
弓削 健二	高浜市社会福祉協議会
高木 良彦	高浜市社会福祉協議会
原田 正樹	日本福祉大学准教授
朴 兪美	日本福祉大学
長谷川 宜史	高浜市福祉部保健福祉グループ
大岡 英城	高浜市こども未来部こども育成グループ
山本 明彦	高浜市福祉部地域福祉グループ

テーマ:地域福祉推進のための福祉専門機関の役割(基盤強化)について

氏 名	所属組織等
濵田 光男	高浜安立荘
成瀬 正孝	授産所高浜安立
近藤 敏美	高浜市社会福祉協議会
松井 美千子	高浜市社会福祉協議会
都築 正樹	チャレンジサポートたかはま
磯部 茂久	よしいけ保育園
星野 百代	アサヒサンクリーン 高浜ケアハウス
木村 紀幸	老人保健施設 こもれびの里・高浜
都築 公人	高浜市立港小学校
神谷 千尋	愛知県立高浜高等学校 福祉科
河合 啓太	ひろば委員会OB
鈴木 寛美	ひろば委員会OB
鈴木 直美	高浜市福祉部地域福祉グループ
榊原 八重子	高浜市福祉部介護保険グループ
鈴木 美奈子	高浜市福祉部保健福祉グループ
見澤勝弘	高浜市社会福祉協議会
山本 恒慈	高浜市社会福祉協議会
平野 隆之	日本福祉大学
佐藤 真澄	日本福祉大学
澤田和子	日本福祉大学
篠 田 彰	高浜市福祉部介護保険グループ
加藤 一志	高浜市こども未来部子育て施設グループ
神谷 勇二	高浜市教育委員会
竹内 正夫	高浜市福祉部地域福祉グループ

テーマ:要援護者の声かけ・見守り活動等について

氏 名	所属組織等
神谷 義国	高浜南部まちづくり協議会
阿知波 勝義	高浜南部まちづくり協議会
石橋 勝治	吉浜まちづくり協議会
川澄 釥夫	吉浜まちづくり協議会
廣田 貴峰	翼まちづくり協議会
大野 岩男	翼まちづくり協議会
杉浦 邦彦	高取まちづくり協議会
平山 誠輝	高取まちづくり協議会
神谷 利信	高浜まちづくり協議会設立準備委員会
鈴木 清文	高浜まちづくり協議会設立準備委員会
神谷稔	高浜市民生・児童委員協議会
田村 千代枝	高浜市民生・児童委員協議会
角谷 式男	高浜市シルバー人材センター
見澤 正弘	高浜市シルバー人材センター
山本 鍾児	ひろば委員会OB
東智美	高浜市福祉部介護保険グループ
福井 大地	高浜市福祉部保健福祉グループ
杉浦 崇臣	高浜市社会福祉協議会
山崎 美香	高浜市社会福祉協議会
吉村 輝彦	日本福祉大学
澤田和子	日本福祉大学
森 野 隆	高浜市福祉部地域福祉グループ
尾崎 常次郎	高浜市地域協働部生活安全グループ
神谷 美百合	高浜市地域協働部地域政策グループ
藤 克幸	高浜市福祉部地域福祉グループ
岩崎 和也	高浜市福祉部地域福祉グループ
中野 静江	高浜市福祉部介護保険グループ
稲垣 翔太	高浜市福祉部介護保険グループ

③ 庁内横断的検討委員会

氏 名	所属組織等		
(いきいき広場地域福祉計画プロジェクト)			
新美 龍二	福祉部長		
森 野 隆	福祉部地域福祉グループ(事務局)		
竹内 正夫	福祉部地域福祉グループ(事務局)		
寺床 慎也	福祉部地域福祉グループ(事務局)		
岩崎 和也	福祉部地域福祉グループ		
久保田 千恵	福祉部地域福祉グループ(事務局)		
篠 田 彰	福祉部介護保険グループ		
弓削 健二	福祉部介護保険グループ		
中野静江	福祉部介護保険グループ		
稲垣 翔太	福祉部介護保険グループ		
長谷川 宜史	福祉部保健福祉グループ		
杉浦 崇臣	高浜市社会福祉協議会(事務局)		
見澤 勝弘	高浜市社会福祉協議会(事務局)		
高木 良彦	高浜市社会福祉協議会(事務局)		
(本庁グループ)	(本庁グループ)		
尾崎 常次郎	地域協働部生活安全グループ		
神谷 美百合	地域協働部地域政策グループ		
加藤 一志	こども未来部子育て施設グループ		
大岡 英城	子ども未来部こども育成グループ		
神谷 勇二	高浜市教育委員会		

3. 地域福祉推進のためのテーマ別意見交換会報告書

テーマ①: 多様な主体による福祉活動の促進と協働による課題解決の仕組みづくり について

【全体】

本交換会においては、既存の福祉活動の活性化に向けて、平成20年8月の交換会立ち上げ以降、共通する課題の整理を行い、平成21年1月からは、「人材」、「交流」、「情報」という切り口から、各グループに分け、課題解決のために何が必要となっているのか、そのための仕組みづくりをどう進めればよいのかを議論しました。

(メンバー)

氏 名	所属組織等	所属グループ		
		人材	情報	交流
民生・児童委員協議会等				
高橋 昌子	民生・児童委員協議会	0		
杉浦 和美	健康づくり推進委員		0	
企業関係者等				
幸森 奈保美	シルバー人材センター		0	
大須賀 友彰	高浜市商工会			0
亀蔦 太佳揮	高浜市青年会議所	0		
ボランティアひろばセンター				
古橋 知美	ボランティアひろばセンター			0
佐久間 啓子	ボランティアひろばセンター		0	
当事者団体				
石川 満清	いきいきクラブ	0		
原田 功	高浜市身体障害者福祉協会			0
神谷 静江	高浜市手をつなぐ育成会	0		
神谷 ことゑ	碧南・高浜地域精神障害者家族会「あおみ会」			0
ひろば委員				
日下 和雄	ひろば委員会OB		0	
小島 伸	ひろば委員会OB			0
地域包括支援センター				
内藤 修平	高浜市福祉部介護保険グループ		0	
角谷 幸子	(福) 昭徳会 高浜安立荘		0	
社会福祉協議会				
弓削 健二	高浜市社会福祉協議会			0
高木 良彦	高浜市社会福祉協議会	0		
学識経験者				
原田 正樹	日本福祉大学			
サポーター				
朴 兪美	日本福祉大学	適宜参加	適宜参加	適宜参加
高浜市				
長谷川 宜史	高浜市福祉部保健福祉グループ		0	
大岡 英城	高浜市こども未来部こども育成グループ	0		

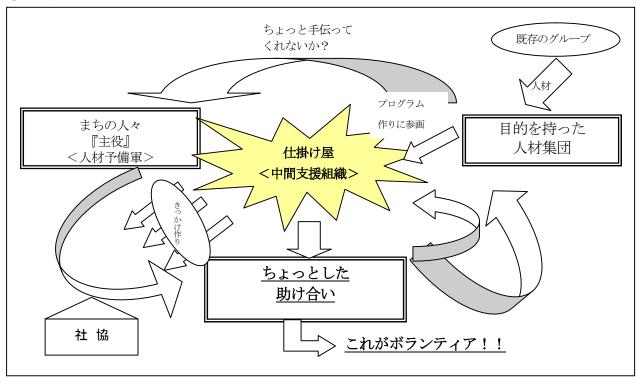
(活動状況)

日にち	内 容
20. 8. 3	立ち上げ式 自己紹介
20. 9. 25	第2回意見交換会
	自己紹介カードを使ってもっとお互いをしりましょう
	ワークショップ①
	協働を考えていく上で何をこの部会で話し合うと良いか

20. 10. 30	第3回意見交換会
	ワークショップ②
	参加と協働を考える4つの窓 「できていること」「課題になっていること」「次の10年に向けて」「提案し
	てみたいこと」
20. 11. 27	第4回意見交換会
	ワークショップ③
	課題の掘り下げ → 大きく「人材」「情報」「交流」が課題に
20. 12. 11	第5回意見交換会
	参加者をグループ分け(「人材」「情報」「交流」)、懇親会
21. 1. 15	人材グループ① 具体的な課題解決の仕組みの検討
21. 1. 19	交流グループ① 具体的な課題解決の仕組みの検討
21. 1. 20	情報グループ① 具体的な課題解決の仕組みの検討
21. 2. 5	人材グループ② 前回の続き
21. 2. 6	交流グループ② 前回の続き
21. 2. 9	情報グループ② 前回の続き
21. 2. 16	人材グループ③ 前回の続き
21. 2. 20	交流グループ③ 前回の続き
21. 2. 24	情報グループ③ 前回の続き
21. 3. 3	人材グループ④ 発表に向けたまとめ
21. 3. 6	情報グループ④ 発表に向けたまとめ
21. 3. 10	交流グループ④ 発表に向けたまとめ
21. 3. 18	第6回意見交換会

【主な議論の内容】

① 人材グループ



○ <u>まちの人々が「主役」で"人材予備軍"と位置づけ、この人たちを「ちょっとした助け合い」(ボランティア)に導くプログラムを作成・提供する「仕掛け屋」(中間支援組織)が必要。</u>

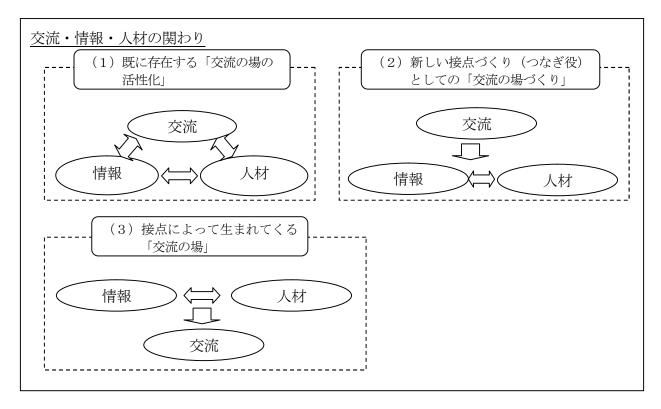
○ 仕掛け屋については、既存の組織ではないので、NPOのようなものを作り上げることが必要。

(現状、社協は中間支援組織を担える状況ではないことから、別に中間支援組織が担えるような体系作りをした上で、社協とその組織と市民の3者で協働していくのもよい。 もちろん社協や行政も今後ともフォローは必要。

- そこで集まった人たちが、「何か目的を持ったグループ」になったり、「仕掛け屋」に参加したり、「主役」に戻ったりする。(今、地域で活動しているグループも大切な人材なので、この中からも「仕掛け屋」への参画をしてもらうこともある。)
- この「何か目的を持ったグループ」が「主役」の人たちに、ボランティアだと少々重くなるので、"ちょっと手伝ってくれないか"と声をかけていく。
- この全体のサイクルによって、ちょっとした助け合いを行っていくことができるのではないか。このサイクルと「仕掛け屋」の存在が大きい。

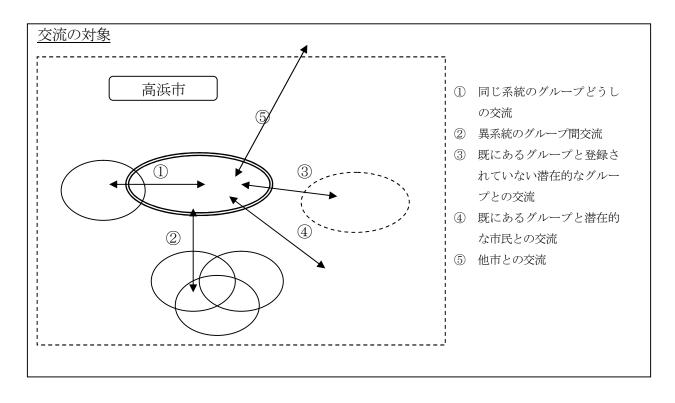
② 交流グループ

- まずは最初の絵(菜の花電車の絵、"幸せ"行きの列車の先頭車両に、人材・情報・交流が、2両目にボランティア、いきいきクラブ、まち協などが乗車している。3両目に行政と社会福祉協議会が乗車しているもの。別紙参照)に集約されている。各グループが"幸せ"に向かって走っているのだが、1車両の中に、ボランティアやいきいきクラブやまち協などいろいろなグループや団体が乗っていて、皆で一体となって"幸せ"に向かっていき、人材、情報、交流のグループが引っ張っていく。一番後ろで市や社協がバックアップして押し上げている。
- 「人材や情報」と「交流」がどう関わるかについて整理。
 - ① 「既に存在する交流の場の活性化」ということで人材があり、そこから情報が生まれ、そこから交流が生まれるという、それぞれが相互に関係しあう流れ。
 - ② 「新しい接点、つなぎ役としての交流の場作り」として、交流の場があって、そこ に人材や情報が生まれる。
 - ③ 情報と人材が接点を作ることによって、そこから交流が生まれる。
 - → 交流グループでは①と②を発掘。



○ 交流の対象の整理

- ① 同じ系統グループ (高齢者関係、障害者関係、子供関係等) 同士の交流
- ② 系統としては違うが、同じボランティアグループの交流
- ③ 既に登録されているグループ (ボランティアひろばセンター登録グループ、まちづくり協議会等) と登録されていない潜在的なグループとの交流
- ④ 既にあるグループと潜在的な市民の人との交流
- ⑤ 他市との交流



○ 今後の活動

(1) インフラの活用

老人憩いの家、宅老所、公民館などの色々なハードをいかに活用していくか。

【具体例】

老人憩いの家における、高齢者と子どもたちの交流といった年齢を超えた地域の人 たちが集まれるプログラムを企画できないか。

(2) 仕組みの活用

まちづくり協議会、いちごプラザ、ボランティアひろばセンターなどの既にある仕組みをいかに活用していくか。

【具体例】

いちごプラザにおける「パパと遊ぼう」のように、若いお父さんが子どもを通じて 集まれるプログラム等の開発・普及

(3) センター機能の発揮

今の高浜市には既存のグループがたくさんあって、それが繋がっていないが故に、 上手く力が発揮できていない面があることから、<u>各グループ(潜在的なグループを含む)の交流の場づくりを仕掛けるセンター機能を持つ組織の設置が必要なのではないか。</u>

(4) 発表の場

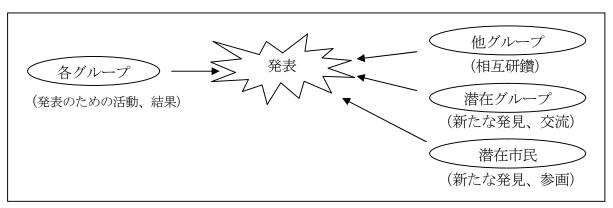
各グループの活動の成果を発表する場が必要なのではないか。

各グループ・・「発表の場」のために活動→結束→グループ内での交流促進

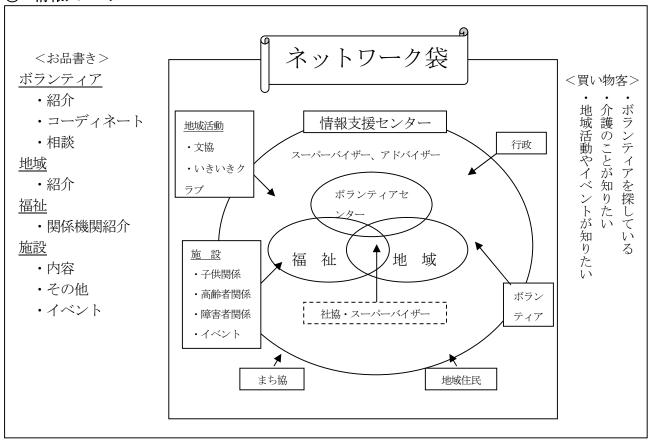
他グループ・・発表を見ることにより「何か自分たちの活動に取り入れられることが あるのでは」といった相互研鑽

潜在グループ(市民)・・他のグループや活動の存在などの新たな発見

※. 具体的には高浜版ボランティアフェスティバルのようのプログラムの開発 他の市町で実施している「発表の場」は一方通行の発表みたいなところがあるため、 高浜市では何かクロスオーバーできるような、仕掛けを上手く作りながら、いろいろ な出会いを作っていくという、今までにないようなものができると良いと思う。



③ 情報グループ



○ <u>ボランティアだけではなくて、地域活動の紹介や福祉関係の機関の紹介や施設のイベ</u>ントなど、いろいろな情報を取り扱う情報支援センターが必要。

現状として、ボランティアセンターには情報がなかなか集まらず、コーディネートも 上手くいっていない。

ボランティアセンターが今は離れ小島になっているが、他の機関(行政や社協など)と一緒のところにあれば、情報の流通も道案内も上手くいくのではないか。

人材や交流の情報もこのセンターで発信できるとよい。

- 商品(情報)なので、常に新しくしていく必要があることから、まちづくり協議会やボランティアや行政から搬入されなければならない。こうした商品(情報)がワンストップサービス、ツーストップサービス(詳しいことは次の専門機関へ繋ぐ)のために1 箇所に集まる仕組みとなる。
- 継続的に行っていくためには、核となる人 (スーパーバイザー) を配置し、良い方向 に向かうように常に指導、相談を行う存在として社会福祉協議会が支援を行う。

_	74	_
---	----	---

テーマ②:地域福祉推進のための福祉専門機関の役割(基盤強化)について

1. 目的・ねらい

- ・「専門職と行政」「専門職と住民」といった新たな協働の実験
- ・専門職の「福祉でまちづくり」や「地域福祉」の理解
- ・福祉施設や学校の地域での新たな展開
- ・専門職の分野を超えたネットワークの構築

2. メンバー

分野	役割	氏 名	所 属
剖	『会長	平野 隆之	日本福祉大学 教授
サホ	ペーター	佐藤 真澄	日本福祉大学
	リーダー	濵田 光男	(福) 昭徳会 高浜安立荘 指導員
丰		近藤 敏美	(福)高浜市社会福祉協議会 主任ヘルパー
高齢		星野 百代	(株) アサヒサンクリーン 高浜ケアハウス 施設長
分野		木村 紀幸	(医) 碧会 老人保健施設 こもれびの里・高浜介護支援専門員
野		榊原 八重子	高浜市福祉部介護保険グループ ケアマネージャー
		篠田 彰	高浜市福祉部介護保険グループ リーダー
-1,1-;	リーダー	磯部 茂久	(福) 知多学園 よしいけ保育園 園長
若年		松井 美千子	(福) 高浜市社会福祉協議会 南部保育園 園長
		都築 公人	市立港小学校長
(子ども)		神谷 千尋	県立高浜高等学校 福祉科
ŧ,		加藤 一志	高浜市こども未来部子育て施設グループ リーダー
		神谷 勇二	高浜市教育委員会学校経営グループ 主幹
分野		鈴木 美奈子	高浜市福祉部保健福祉グループ 保健師
判		見澤 勝弘	高浜市社会福祉協議会
	リーダー	成瀬 正孝	(福) 昭徳会 授産所高浜安立 施設長
障		都築 正樹	(福) 同善福祉会 チャレンジサポートたかはま 生活支援員
が		鈴木 直美	高浜市福祉部地域福祉グループ 障害者相談支援専門員
V		河合 啓太	ひろば委員会OB
分野		鈴木 寛美	ひろば委員会OB
判		山本 恒慈	高浜市社会福祉協議会
		(鈴木 美奈子)	(高浜市福祉部保健福祉グループ 保健師)
事	務局	竹内 正夫	高浜市福祉部地域福祉グループ

3. 活動状況

日にち	高齢分野	若年(子ども)分野	障がい分野
20. 8. 3	合同立ち上げ式&意見交換	会【全体会①】	
20. 9. 18	意見交換会【全体会②】		
20. 10. 16	①分野別会議		①分野別会議
20. 10. 24		①分野別会議	
20. 11. 18		②分野別会議	②分野別会議
20. 11. 27	意見交換会【全体会③】		
20. 12. 10			③分野別会議
21. 1. 15		③分野別会議	
21. 1. 16	②分野別会議		
21. 1. 27			④分野別会議
21. 2. 4		④分野別会議	
21. 3. 12	意見交換会【全体会④】		

4. 全体会の概要

4. 至体	会の概要		
		主な内容	
全体会	・自己紹介(現在の地域との関わ		
		の関わりについて(現在・過去・未タ	来)」の提出
全体会	・レポートの発表、議論		70000000000000000000000000000000000000
2	・3つのポイント―①「実のある	ネットワーク」の形成	
		祉実践教室」との関係	
		地域福祉活動への取組み	
	分野別部会の設置―高齢、若年		
		り込みたいこと」を分野別に提出	
全体会	・分野別に発表	7.2-7.2(CC) 2.333,10.EE	
3	高齢分野	若年(子ども)分野	障がい分野
		○4つの柱	14% (7,2%)
	キーワード「認知症」	1. 地域の福祉への理解を深め	1. 福祉事業所と地域との関わり
	○こんなことが盛り込めたら	たい	2. 福祉教育との関わり
	いいよね	2. 福祉教育の推進	3. ネットワークの構築
	1. 希望する地域で最期まで	3. 子育て支援の推進	4. 新しいサービスの創造
	生活できる仕組み	4. 外国籍の親子支援	○提言
	2. 障がい者の生活面での自	2. 7. Edward 7.00.	・各事業所が力を合わせて、
	立を目指した宿泊訓練の	1. 地域の福祉への理解を深めた	障がい児(者)についてよ
	場	()	り多くの方に理解していた
	3. 集いの場「たまり場」の	• 施設開放	だくために、イベント、ボ
	創出	・保護者や地域の方への講座	ランティア講座、福祉実践
	4. 認知症サポーターの育成	2. 福祉教育の推進	教室など、さまざまな機会
	5. 認知症高齢者への対策	・ 学校内での交流事業	を通して、障がい及び障が
	6.「ちょっとした気配り」が	・福祉実践教室の共同開催	い者についての情報発信を
	できる地域づくり	・高浜高校福祉科生徒による福	するとともに、市民からの
	7.「孤立死翌日発見ネットワ	祉で前講座	気楽なまちの相談窓口とし
	ーク」の構築	・施設の「お仕事体験」プログ	ての役割を果たします。
	など	ラム	・各事業所が市民の目線で身
	○こんなことができる	3. 子育て支援の推進	近な地域の問題やニーズを
	1. 施設開放	・地域にちょっとした相談や情	広く収集し、互いが情報交
	2. 地域相談所の開設	報の場	換をする中でより密接なネ
	3.「回想法」を活用した地域	・ふらっと立ち寄れる場	ットワークを構築し、地域
	への事業展開	地域の先輩お母さんやおばあ	がより幸せになるよう、ま
	4. 専門職によるミニ講座や	ちゃん、子ども好きな人の発	ちづくり協議会・当事者団
	教室の開講	掘	体とも協力のうえ解決策や
	5. 施設の公用車の貸し出し	・ママ友づくり	新たなサービスを創り出し
	事業	4. 外国籍の親子支援	ていきます。
	など	・外国人親子との交流	
		・子育て支援センターの活用	
		することを盛り込んだ具体的な内容へ	
	一重点課題の決定(各分野5つ		
\ \ \ \ \ \ \ \	・アイデア集の作成に向けた準備	→ハンドフック化	
全体会	• 重点課題【分野別】	## (> 18.1 \ M	yt. 18, . /\ mz
4	高齢分野	若年(子ども)分野	障がい分野
	・認知症を支えるネットワー	・子育て支援センターと保健セン	・福祉実践教室
	ク・ケースはシスケーベノロ	ターの合同会議 ・保護者や地域の方への講座の開	・障がい者施設での福祉体験
	・気軽に使える施設づくり		・施設の中に作る「市民ふれあいの場」
	・ボランティア活動の充実	催 ・福祉教育の充実	・障がい者と小中学生で「わい
		・個位教育の元美 ・子育て支援センター利用者OB	・障かい有と小甲子生で「わい わいフリーマーケット
		・子育で文後センター利用有UBでつくる「おやつの会」	- わいフリーマークット」 - 障がい者分野連絡協議会
	L ・重要課題をグルーピング	てっての「わてった五」	PH' ('日 月 封)
	・ 里安味趣をグルーこング①専門職と住民との新たなネ	ットワークの構築	
	②施設の地域デビュー	フェスークッグ間米	
	③ライフステージに応じた福	补の学び	
	④住民の自主グループ育て	······ 1 O	
	・策定委員の選出(各分野別から)	
	ディスト・6日 (ロンガジン・)	,	

5. 計画書に盛り込む内容について

項目1	内容	項目2	概要
専門職と住民と の新たなネット ワークの構築	住民 (認知症サポーター、 キャラバンメイトなど肩書 きのある地域住民) が専門	認知症を支えるネットワーク	認知症サポーター、キャラバンメイト、警察、公共機関、民間事業者などの機関と新しいれば、サービ
	職と同じステージに立ち新 しいネットワークを構築す る。	子育て支援セン ターと保健セン ターの合同会議	ス調整、徘徊時の探索などを行う。 子育て支援センター、いちごプラザ、保健 センターの合同会議を定期的に開催し、情 報交換を図る。
専門職の新たな ネットワークの 構築	制度上の多様な会議だけで なく、スタッフ同士が出会 い、フランクに話し合える 場を構築する。	障がい者分野連 絡協議会	スタッフ同士が本音で語り合えるような肩 の凝らない話し合いの場をもつことによ り、事業所の課題、スタッフ同士の交流を 深めるとともに、スキルアップを図る。
施設の地域デビュー	高齢・障がいの施設を地域 にある施設として住民に提 供する。	気軽に使える施 設づくり	施設開放の拡充を図り、施設と住民との交 流のスペース、機会を創出し、新たな福祉 人材の創出や緊急時への対応などを強化す る。
		施設の中に作る 「市民ふれあい の場」	施設内に交流の場を創出し、障がい者がい きいきと働く姿を見学してもらうととも に、障がいに対する理解を図る。
ライフステージ に応じた福祉の 学び	ライフステージ別(4つ程度)に福祉を学ぶ機会を設ける。 他分野の専門職が従来の専門職の枠を超えて参加し、	福祉教育の充実	「福祉実践教室」の対象及び内容の拡充を 図る。 (身体だけでなく、知的、精神分野も視野 に入れる。) 学生の福祉体験を積極的に受入れ、障がい
	専門職としてのスキルアップを図る。	の福祉体験 保護者や地域の 方への講座の開 催	者の理解を図る。 統合保育が進み、園児同士の理解は深まっているが、保護者の理解が進んでいない。 幼児期からの保護者の理解を深めるため、
		福祉実践教室	講座やイベントなどを開催する。 「福祉実践教室」の対象及び内容の拡充を 図る。 (身体だけでなく、知的、精神分野も視野 に入れる。) また、高浜高校福祉科の学生による地域へ の出前講座を実施し、地域住民の理解を図 る。
住民の自主グル ープ育て	専門職が地域に出て、自主 グループを育成する。また、 その担い手となるボランテ ィアを育成するとともに、	ボランティア活 動の充実	インフォーマルサービスの充実を図るため、専門職によりボランティアを育成する。 また、継続的な活動ができる仕組みをつく る。
	継続的な活動ができる仕組 みを作る。	子育て支援セン ター利用者OB でつくる「おや つの会」	子育て支援センター利用者OBにより月 1 回利用者におやつを作って提供。他分野の専門職が関わることで新たな展開を図るとともに、自主性を高める。
地域での新たな 福祉イベントの 創出	地域の若い世代の人を企画 段階から巻き込み、「福祉で まちづくり」の根をつくる。	障がい者と小中 学生などで「わ いわいフリーマ ーケット」	障がい者・専門職が若い世代の地域住民と 企画・運営し、高浜市の新たな名物となり うる福祉イベント「フリーマーケット」を 毎年開催する。

テーマ③:要援護者の声かけ・見守り活動等について

現在各まちづくり協議会・各関係団体では、防災・防犯活動の一環として、あるいは住民どうしの結びつきを再構築するために、地域の声かけ・見守り活動を独自に行なっています。そこで、今どのような形で活動を行っているのか、あるいは行おうとしているのか、今後どのように進めていくべきか、行政や社会福祉協議会、福祉の専門職、民生委員さんと一緒になって考えていくための場として設けたのがこの意見交換会です。

今年の1月から3月まで5回の意見交換会を開催してきましたが、これからそれぞれの地域で実際に声かけ・見守り活動を実施していくことになるため、引き続き情報交換・情報共有の場として活動を継続していくことが決まっています。

5回の意見交換会の中で参加者の皆さんから出た意見について、活動の流れ順に以下の通り紹介させていただきます。

(メンバー)

氏 名	所属組織等	備考
まちづくり協議会		
神谷 義国	高浜南部まちづくり協議会	防災・防犯グループリーダー
阿知波 勝義	高浜南部まちづくり協議会	防災・防犯グループ
石橋 勝治	吉浜まちづくり協議会	防災グループリーダー
川澄 釥夫	吉浜まちづくり協議会	高齢者生きがいグループリーダー
廣田 貴峰	翼まちづくり協議会	防犯部会
大野 岩男	翼まちづくり協議会	防災部会
杉浦 邦彦	高取まちづくり協議会	防犯・防災グループ サブリーダー 防災担当
平山 誠輝	高取まちづくり協議会	防犯・防災グループ 防犯担当
神谷 利信	高浜まちづくり協議会設立準備委員会	会長
鈴木 清文	高浜まちづくり協議会設立準備委員会	事務局長
民生・児童委員協議会		
神谷 稔	民生・児童委員協議会	副会長
田村 千代枝	民生・児童委員協議会	副会長
シルバー人材センター		
角谷 式男	(社) 高浜市シルバー人材センター	理事
見澤 正弘	(社) 高浜市シルバー人材センター	事務局長
ひろば委員		
山本 鍾児	ひろば委員会OB	
地域包括支援センター		
東 智美	高浜市福祉部介護保険グループ	保健師
福井 大地	高浜市福祉部保健福祉グループ	保健師
社会福祉協議会		
杉浦 崇臣	高浜市社会福祉協議会	事務局長
山崎 美香	高浜市社会福祉協議会	
学識経験者		
吉村 輝彦	日本福祉大学	准教授
サポーター		
澤田和子	日本福祉大学	
高浜市		
森野 隆	高浜市福祉部地域福祉グループ	リーダー
尾崎 常次郎	高浜市地域協働部生活安全グループ	リーダー
神谷 美百合	高浜市地域協働部地域政策グループ	リーダー
藤克幸	高浜市福祉部地域福祉グループ	主事
岩崎和也	高浜市福祉部地域福祉グループ	主事
中野静江	高浜市福祉部介護保険グループ	主事
稲垣 翔太	高浜市福祉部介護保険グループ	主事

(活動状況)

日にち	内 容
20.12.9	全体会
21.1.27	全体会
21.2.17	グループ別討議① (テーマ自由、3 グループにわかれてフリートーク)
21.3.9	グループ別討議②(災害時の対応について、3グループにわかれてフリートーク)
21.3.27	中間まとめ

①情報収集

要援護者の情報として、現在高浜市生活安全グループが作成している要援護者名簿があります。この名簿は手挙げ方式で作られており、65歳以上の方、障がい者の方について希望した方のみ要援護者として名簿に登載されています。また、現在シルバー人材センター、各まちづくり協議会・各町内会などにこの名簿が配布されていますが、この名簿は現状と合っていないというのが実情です。例えば、高齢でも元気な方が要援護者として登載されている、逆に声かけ・見守りが必要なのではないかと思われる人が載っていないことが多くあります。

この名簿を活用するためには実態と合うように手直しが必要だという意見が多く 出ています。例えば要援護者について、重要度別にランク分けする、その情報をマッ プに落とす、など手直ししてから実践的に活用する方法を考える必要があります。 また、地域住民について一番情報を持っている民生委員からの情報、町内会、周辺住 民、要援護者、親族、サービス事業所などからも情報を収集する必要があるのではな いかという意見が出ています。

②情報共有

災害時には、家の場所、家族状況、生活状況など、要援護者についてより詳しい情報を皆で共有していなければ実際に動くことができません。そのためには、普段から対象者についてより詳しい情報を収集し共有しておく必要があります。しかし、個人情報の共有については、個人情報保護法や防犯上の問題、情報提供拒否の問題などがあり、なかなか進んでいないのが実態です。

個人情報保護法の問題については意見交換会の中でも様々な意見が出ています。個人情報は取り扱う量や使う場所の問題で、町内会レベルは個人情報に当たらないため、地域としては一歩踏み込んで積極的に活動していきたいという意見や、情報の共有範囲を限定する(民生委員、町内会班長までにとどめるなど)意見などです。また、個人情報についての勉強会を開催し、正確な情報をするのがいいのではないかという意見も出ました。

また、声かけ・見守り活動やマップの作成にあたって個人情報を収集することについて、や地域での理解活動が必要だという意見も出ています。必要なことなのだということを地域の方に認識していただき、個人情報の提供に協力してもらうことが必要です。

③情報更新

要援護者の情報は日々変動するため、現状に合った声かけ・見守り活動をしていく ことが必要です。現状では、高浜市が作成している要援護者情報は年に1度しか配布 されず、変動情報に対応できていません。

この問題については、地域住民が持っているあらゆる情報(町内会、近所の住民など)が持っている情報を収集し、活用していくことが必要だという意見が出ています。 また、情報の更新については今すぐに整備することが難しいため、現在ある市の名簿をベースにして活動を開始し、必要な方については随時追加していけばよいのではないかという意見も出ています。

④日常的な見守りの方法について

声かけ・見守りの具体的な方法についてですが、地域の中では既に活動を開始している(あるいはこれから始める予定)団体があります。

一つ目が南部まちづくり協の取り組みです。平成 21 年度の事業として声かけ・見守り活動に取り組むということで、オリジナルの表による声かけ・見守り活動の現状の整理を始めています。また、高取まちづくり協議会では 7 5 歳以上の単身者を各町でピックアップし、防災訓練での救出活動のシミュレーションを予定しているとのことです。これらの活動については、今後部会の中で報告していただき、情報共有する機会を設けていく予定です。

具体的な声かけ・見守り活動の方法については、以下のような意見が出ています。

●名簿の活用

- ・対象者の絞込
- ・マップの作成(行政の名簿をもとにランク付けしてマップは落とす)
- ・各団体(町内会など)でのマップを作成・活用

●担当者について

- ・担当者も複数決めるしくみづくり(各団体と協力して幅広く決めるのがよい)
- ・2~3年任期の専任者(町内会班長は単年なので限界がある。声かけ・見守りに 取り組む組織の立ち上げ)

●関係機関との連携

- ・関係機関の連携(まち協、町内会、民生委員、いきいきクラブ、婦人会など…)
- ・民生委員とシルバーの訪問場所はほぼ同じ(基本的に65歳以上の世帯)

⑤緊急時の対応について

緊急時にスムーズに要援護者を救出するためには、平常時の声かけ・見守り活動が不可欠だというのが共通の意見として出ています。災害時の救出体制については、現在のところ人員や設備の整っている町内会が主体となりますが、声かけ・見守り活動、緊急時の連絡体制などについて、関係団体が連携していくべきです。例えば、緊急時には町内会拠点へ町内会・まち協職員が集り、情報を一箇所に集め対策をたてることなどが挙げられます。

まとめ

実際の声かけ・見守り活動については、これから各地域の中で関係団体が中心となって検討を進めていくことになります。具体的な活動のしくみについては、地域ごとに地域に適した内容を検討していくことになりますが、今後も全体での意見交換会の場を設け、関係団体の情報交換・情報共有の場として活用していく考えです。また、地域の中で検討する場を作っていくにあたっては、各団体の自発的な活動を行政からも支援していくとともに、行政や社協が声かけ・見守り活動についてどのように役割分担していくか積極的に検討していきます。また、地域の中に声かけ・見守り活動を検討する場ができないときは、円滑に立ち上がるよう支援していきます。

4. 用語集

あ行	
IT工房「クリッ	パソコンに興味のある高齢者等を対象に、個々のニーズや操作状況等に応じた
ク」	アドバイスや指導、インターネットやメール、初心者でも気軽に参加できるカ
	レンダーや年賀状づくりなどの企画を実施している施設のこと。施設の運営は
	パソコンの経験や興味のある高齢者等が中心となったボランティアが行ってい
	る。
安心生活応援プラ	誰もが地域で安心して暮らし続けられるような地域づくりを実現するため、援
ン	護を必要とする方々がもれなくカバーされる体制づくりや、家族のサポートが
	得られない一人暮らし高齢者などに対する新たな地域生活支援サービスの提供
	等を一体的に行う事業のこと。(平成21年度から開始)
いきいきクラブ	地域におけるおおむね60歳以上の方が知識と経験を活かし、生きがいと健康
	づくりのため、会員となって結成する自主的な組織のこと。一般的には、老人
	クラブと称されている。
いきいき広場	福祉のワンストップサービスを目指して、平成8年4月に本市に設置された。
	行政組織(地域福祉グループ、介護保険グループ、保健福祉グループ)をはじ
	め、地域包括支援センター(平成18年4月から)、社会福祉協議会等を同一フ
	ロアに開設し、障がい者相談支援に関しても、平成18年6月から、地域包括
	支援センター内に障がい者の相談支援担当職員を配置して対応を行なってい
	る。
インフォーマルサ	行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに
ービス	対応するサービスのこと。具体的な例としては、近隣や地域社会、民間やボラ
	ンティアなどの非公式な援助活動などが挙げられる。
NPO(特定非営利	ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称
活動法人)	のこと。
かっ行	
介護保険制度	本格的な高齢社会を迎え、真に介護を必要とする人のために、必要な介護サー
	ビスを総合的・一体的に提供し、社会全体で介護体制を支える仕組みとして、
	平成12年4月に創設された制度のこと。
カフェ&ベーカリ	障がい者の親の会(のりのりフットワークの会)が運営する喫茶・パン工房の
ーふるふる	こと。南部ふれあいプラザの1階で、南部まちづくり協議会の協力を得ながら
	経営を行っている。
共助	自らの力のみでは解決や対応を行うことが困難なことについて、周囲や地域が
	協力すること。
協働	相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的目的の実現に向けた協
	力関係のこと。
居住福祉のまちづ	住み慣れたまち高浜で、いつまでも安全・安心・快適に住み続けられるよう、
くり条例	住宅やそれを取り巻く居住環境と地域コミュニティなど総合的なまちづくりを

	Str. N. a. N. N. H. Man N. L. N. a. N. N. N. a. a. a. a. a. b. N. a. a. b. N. a. b. b. N. a. b. b. N. a. b. a. b. N. a. b. a. b. a. b. a. b. n. a. b.
	進めるための施策を定めるものとして、平成15年9月に制定された条例のこ
	と。
	本条例の特徴としては、「これまでの居住福祉に関する既存施策を整理し、横断
	的に体系化」、「地域福祉計画の推進について担保」などが挙げられる。
ケアマネジャー	介護保険制度において、利用者本人の身体状況や環境、家族の希望などを把握
(介護支援専門員)	して、どのような介護が必要かを判断し、利用者にあったケアプランの作成な
	どを行う専門職のこと。
健康たかはま21	すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期
	死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とした
	「健康たかはま」運動の推進を定めたもの。
健康づくり推進員	市の実施する保健事業や各種検診の啓発及び協力を行なうなど、健康づくりを
	推進する人のこと。
公助	個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことに対して、行政(公
	的機関)がサービス提供を行うこと。
構造改革プロジェ	市民が安らぎと豊かさを日々実感できる真に成熟した社会の実現に向けて、「多
クトチーム	 様な実施主体による公共サービスの提供体制の確立」を検討するため、本市職
	 員により構成されたプロジェクトチームのこと。本プロジェクトチームにおい
	て、5つの改革の柱として、「組織構造改革」「アウトソーシング戦略」「地域内
	分権の推進 「受益と負担の改革 「人事・給与制度改革 に関する提案を実施
	した。
コミューティソー	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
シャルワーカー	知識を有する者をいう。本市においては、誰もが地域で安心して暮らし続けら
	れるような地域づくりの実現を目指す安心生活応援プランにおいて、事業に関
	する企画立案や関係機関等との連絡調整を行うなど、当該プラン実施にあたっ
	ての中核的な人物をコミュニティソーシャルワーカーと称している。
これからの地域福	平成19年10月から、厚生労働省において、「地域社会で支援を求めている者
祉のあり方に関す	に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等の地域住民のつながりを再構築
る検討会	し、支え合う体制を実現するための方策」についての検討を行なったもの。
	本検討会において、地域における「新たな支え合い」として、公的な福祉サー
	ビスだけでは支えられない生活課題に対する「共助」の領域拡大・強化や行政
	の役割について提唱されている。
さ行	
災害時要援護者	高齢者、障がい者、乳幼児、外国人、妊産婦といった、必要な情報を迅速かつ
	的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時
	の一連の行動をとることに支援を要する方々のこと。
在宅・長寿の我がま	高齢者を含むすべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らすために、地域住
ちづくりプラン	民とそれぞれの事業分野を所管する市の職員が協働で検討を重ねたソフト・ハ
	一ド両面でのまちづくり計画のこと。
 サロン「赤窯」	高浜市指定有形民族文化財「塩焼瓦窯」があり、高浜市の郷土を紹介しながら、
) · · · · · · · · · · · · ·	同葉川浦足有形氏族文化別「塩焼丸素」があり、同葉川の郷土を稲力しながら、 見学者との交流が楽しめる施設のこと。施設の運営は、高齢者のガイドボラン
	ティアが中心となって行っている。

自助	自らの責任で、自らが行うこと。
社会福祉協議会	「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規
	定された民間の自主的な福祉活動の中核となる団体のこと。
社会福祉協議会発	高浜市社会福祉協議会が地域福祉の推進役として、住民、行政その他関係機関
展・強化計画	の期待に十分に応えられるよう、高浜社会福祉協議会のあるべき姿、理念や運
	営方針を明確にした上で、人材の育成や組織のあり方、財源の確保策など高浜
	市社会福祉協議会の発展・強化に向けた取組みを定めるもの。
障害者自立支援法	障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、それまでの支援
	費制度の課題を解決するため、平成18年4月から順次実施された法律のこと。
	主な見直しの内容として、
	1. 身体・知的・精神といった障がい種別にかかわらず、必要とするサービス
	を利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
	2. 障がいのある方々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提
	供
	3. サービスを利用する人々もサービスの利用料と所得に応じた負担を行なう
	とともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行なうことをルール
	化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
	4. 就労支援を抜本的に強化
	5. 支給決定の仕組みを透明化、明確化
	などが挙げられる。
障害者地域生活支	障害者と地域住民との交流の場及び障害者の地域生活を体験する場を提供し、
援施設「みんなの	障害者と地域住民の相互理解を深めるとともに、障害者の地域での自立支援を
家」	促進することを目的として、平成16年4月に開設された施設のこと。
小規模多機能型居	平成18年4月の介護保険制度改正において設けられた、高齢者が住み慣れた
宅介護	自宅や地域で生活を続けるための生活支援を目的とし、「通い」「訪問」「泊まり」
	の3つのサービス形態が一体となり、24時間切れ間なく提供するサービスの
	こと。
シルバー人材セン	60歳以上の人が組織や経験を活かし、生きがいの充実や社会参加を希望する
ター	場合に、会員登録を行い、臨時的・短期的・その他軽易な仕事を提供する機関
	のこと。本市においては、地域福祉活動にも積極的に取り組んでおり、「独居高
	齢者等見守り推進事業」や「軽度生活援助事業」等を市からの受託により実施
人北小小村村	している。
全世代楽習館	ぴんしゃん塾・よっていきん塾による筋力強化の体操や回想法等の講座及びア
	クティビティ(趣味的創作活動)を通して、高齢者の老化予防・認知症予防を
,	図っている施設のこと。
た行	
高浜いちごプラザ	高浜市社会福祉協議会が、幼稚園の余裕教室を活用して設置した施設のこと。
	主に乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り
	合い、交流を図ることやボランティアを活用して育児相談を行うなど子育てへ
	の不安感の解消を図っている。

	T
たかはま子ども市	市内に暮らすすべての子どもが主体的に社会に参画し、子どもの自己実現が図
民憲章	れるよう支援するとともに、子どもの権利擁護の推進を図るため、平成15年
	11月に策定されたもの。その内容については、幼い頃より、子どもの意見表
	明や参加の機会を保障し、自分の将来や地域の問題について感心を高め、将来
	の高浜を担う市民の育成が大切であるという考え方になっている。
高浜市高齢者権利	すべての高齢者が、社会のかけがいのない構成員として自立することができ、
擁護憲章	親身な介護その他の適切な支援を受けることができる権利を保障するため、
	・ いきいきと輝き安心して生活できる環境をととのえる
	・ 長年培ってきた能力を十分に生かし、自立した日常生活を送れるよう支援
	する
	・ 自分に合ったサービスを選択できるように、十分に情報を提供し、親切に
	案内する
	・ 身につけた知恵と経験に学び、敬愛の念を持って接する
	住み慣れたまちでのびのびと暮らせるように、地域こぞって心を配る
	といった理念の実現に向けて市民が力を合わせて努力することを定めたもの
	(平成12年制定)
高浜市総合計画	高浜市の総合計画として、今後の社会情勢の変化を見据え、長期的・総合的な
	視点から、まちのあるべき姿や目標を定めるとともに、そこに至るための基本
	的な考え方を定めたもの。
宅老所	民間団体や市町村など多様な形態で運営されている小規模のデイサービス等を
	行う法定外の老人施設のこと。本市においては、市内5ヶ所の宅老所において、
	おおむね65歳以上で見守り等の必要がある方を一時的に預かり、一緒に話や
	食事をしたりすることにより、利用者の精神的サポートなどを実施している。
	施設の運営は、地域のボランティアの方々が中心となって行っており、より家
	庭に近いアットホームな雰囲気をつくりだしている。
地域型ボランティ	第1次計画を通して根づいた、より地域に密着したボランティア活動を目指し
アセンター	た「地域住民による、地域住民のための」ボランティアセンターのこと。
地域共生のまちづ	地域住民同士の結束により、高齢者、障がい者、子どもたちをはじめ、すべて
< b	の地域住民が互いに支え合いながら暮らすことのできるまちづくりを目指すこ
	と。
地域計画	市の構造改革の一環として、小学校区ごとに設置された「まちづくり協議会」
	が策定する地域のまちづくりを推進していくための指針となる活動計画のこ
	と。
地域内分権	市民に身近なサービス分野で、地域住民の連携により担うことが、より地域の
	発展につながるサービスについて、行政から地域へ権限や財源を移譲すること。
地域の福祉力	地域が多様性を受け入れ、活動を作り出し、地域のありようを構想していく力。
地域福祉活動計画	地域社会における福祉問題や課題を解決することを目標として、地域住民・民
	間団体の取り組む活動について、社会福祉協議会が中心となって策定する計画
	のこと。本市における第2次計画においては、社会福祉協議会が重点的に推進
	する取組みについて、別途「第2次地域福祉活動計画」として策定するのでは
	なく、地域福祉計画に含める方法で作成している。

地域福祉計画	平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定さ
	れた事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなる。
	地域福祉計画の策定は、各地方自治体が主体的に取り組むこととなっており(策
	定は努力義務)、地域住民の方々の意見を十分に反映させながら策定する計画で
	あることから、地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になることが期待さ
	れている。
地域福祉圏域	地域福祉の範囲のこと。第1次計画では市全体をひとつの「地域福祉圏域」と
	設定したが、第2次計画においては、第1層(市全域)、第2層(小学校区)、
	第3層(町内会)に分け、地域福祉圏域を重層化し、それぞれの層に応じた地
	域福祉の推進を展開することとしている。
地域包括支援セン	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし
ター	て、介護予防のケアマネジメントや総合相談・支援といった包括的支援事業を
	地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として、平成18年4月
	の介護保険制度改正において新たに設置された機関のこと。
地域密着型サービ	要介護高齢者等ができる限り、住み慣れた地域での生活が継続できるように、
ス	平成18年4月の介護保険制度改正において新たに創設されたサービス体系の
	こと。
	具体的なサービス種別としては、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同
	生活介護(グループホーム)などがある。
地方自治法第2条	「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経てその地域に
第4項	おける総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即
	して行なうようにしなければならないこと」を定めたもの。
出前講座	住民の身近な場所や機会をとらえ、地域に出向いて開催する各種講座や学習会
	のこと。
DV(ドメスティッ	夫やパートナーなど、親密な間柄にある、又はあった男性から女性に対してふ
ク・バイオレンス)	るわれる暴力のこと。
な行	
は行	
バコハ	中・高校生等の健全育成の向上を目的とし、中・高校生自らの居場所として、
	気軽に集い、自主的に企画運営に参加できる施設のこと。
	※バコハとは「バンド、コンピューターができるハウス」の呼称
168人 (ひろば)	第1次地域福祉計画策定にあたり、高齢者や障がい者といった当事者や将来の
委員会	まちづくりを担う子どもたちが参加した第一次地域福祉計画策定の推進母体の
	こと。168人(ひろば)委員会の活動の中から、地域の高齢者のちょっとし
	た困りごとに対応する「ちょっこらや」や、障がい者の居場所づくりである「み
	んなの家」などが現在でも続いている。
福祉専門職	社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、ホームヘルパーといった福祉に携
	わる人材や、社会福祉協議会、学校、社会福祉施設、福祉サービス提供事業所
	といった福祉に関わる組織・機関のこと。

「ふれあい・だんら	構造改革特別区域法により、市内に3か所整備されていた介護保険施設として
ん」特区	の通所介護(デイサービス)事業所において、知的障がい者及び障がい児のデ
	イサービスの受入れを可能とするため、「指定通所介護事業所等における知的障
	がい者及び障がい児の受入れ事業」(「みんなの居場所『ふれあい・だんらん』
	特区」)を実施したもの。
ボランティアコー	一般的には、ボランティアを行いたい人(団体)と、ボランティアを必要とす
ディネーター	る人(団体)間の調整を行う人のことをいう。
ボランティアセン	ボランティアを求めるニーズの把握、ボランティアの確保と普及、社会資源開
ター	発など、ボランティア活動の活性化を図る推進機関のこと。
ボランティアひろ	ボランティア活動を推進するために、平成16年9月に高浜市社会福祉協議会
ばセンター	が、いきいき広場内に、誰もが気軽に立ち寄れ、気軽に活動に参加し利用する
	ことができるセンターとして開設した施設のこと。(平成19年10月に高浜い
	ちごプラザ内に移転)
ま行	
まちづくり協議会	本市において、小学校区ごとに、各種団体や市民の方たちが協力して、住みや
	 すい地域をつくるため、地域の課題を見つけて自分たちで、解決していくため
	 の組織として設けられたもの。行政においても、市民に身近なサービス分野で、
	│ 地域住民の連携により担うことが、より地域の発展につながるサービスについ
	ては、地域へ権限と財源の移譲を行なっている。
まちづくり協議会	地域住民と行政がまちづくりの対等なパートナーとして地域の課題を解決し、
特派員	及び地域の発展に向けた協働によるまちづくりを推進し、もって住民力及び職
	員力の向上を図るため、平成20年4月から実施。具体的には、市の職員で構
	成されるチーフ1名(管理職)を含む4名の特派員により、小学校区ごとにチ
	ームを編成し、まちづくり協議会への会合への出席や活動のサポートなどを行
	なっている。
未来志向研究プロ	本市において、高齢者と障がい者を対象とする「共生型サービス」や「総合的
ジェクト調査・研究	ケアマネジメント」の確立など、高齢者ケアと障がい者ケアの連携について、
	地域住民で構成する検討委員会において調査・研究を行ったもの。
民生・児童委員	市町村に配置される民間の奉仕者であり、社会奉仕の精神で、常に住民の立場
	に立って相談を受け、必要な援助を行い、地域の社会福祉がよりよい状態にな
	るように活動を行う人。主に地域の中での援助を要する人の発見にあたったり、
	福祉サービスの情報を提供したり、関係する行政機関の仕事への協力といった
	活動を行っている。(本市では、平成21年7月現在で、54名の民生・児童委
	員の方々により、一人暮らし高齢者宅への定期的な訪問による声かけ・見守り
	活動をはじめ、児童虐待の未然防止や子育て不安の解消など、様々な分野にお
	いて、積極的な活動が行われている。)
みんなの家・おため	障害者地域生活支援施設「みんなの家」において、障がいのある方が「おため
し外泊支援事業	し外泊」を実施した場合にその事業に係った経費の一部を補助する事業のこと。
ものづくり工房「あ	企業のOB高齢者や地域の職人の方たちが中心となったボランティアで運営し
かおにどん」	ている福祉用具・暮らしの道具コーナー、かわらコーナー、自由工作コーナー
	など交流しながら、ものづくり体験が楽しめる場のこと。

や行	
ら行	
ライフステージ	人が誕生してから死に至るまでのさまざまな過程における生活史上の各段階の
	ことで、幼児期、青年期などと表す。
リーディングプラ	第2次計画における、今後の地域福祉の取組みとして必要となるもの、特に重
ン	点的に進めるべき課題解決のしくみづくりのこと。
老人憩の家	市町村の地域において、高齢者に対する教養の向上、レクリエーション等のた
	めの場を与え、心身の健康を図ることを目的とする施設のこと。(本市において
	は、市内に8ヶ所の老人憩の家が設置されている。)
わ行	
ワークショップ	地域福祉においては、地域住民や行政など、立場が異なるものが、共通の目標
	に向かって、対等な立場で、意見を出し合うなど、創造的な議論や作業をする
	ために集まる場、形式のことをいう。
ワンストップサー	福祉サービスにおいては、サービスの利用を希望する人が、最初に訪れた窓口
ビス	のみの相談や手続きで、必要なサービス利用までのプロセスが担保されるよう
	なサービスの提供体制のことをいう。利用者にとっては、従来の行政サービス
	の典型と揶揄されるような窓口間のたらい回しといった手間が省けるなどのメ
	リットがある。